

報告第12号

令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について
令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示を別紙のとおり
瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

令和2年8月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響を受け、経済的に幼稚園に就園し、若しくは小学校又は中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、要綱を制定するもの。

令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響を受け、経済的に幼稚園に就園し、若しくは小学校又は中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、就園就学緊急援助費（以下「緊急援助費」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園に就園し、若しくは同条に規定する小学校又は中学校に就学する者をいう。
- (2) 保護者 児童生徒の給食費を負担する者をいう。

(交付対象者)

第3条 この告示による緊急援助費の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有し、令和2年度瑞穂市就学援助費又は令和2年度瑞穂市特別支援教育就学奨励費の認定を受けていない保護者で、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等で次の各号いずれかの貸付け又は給付金の支給決定を令和2年3月1日以後に受けている者とする。

- (1) 各都道府県社会福祉協議会による緊急小口資金の貸付け
- (2) 各都道府県社会福祉協議会による総合支援資金のうち生活支援費の貸付け
- (3) 瑞穂市住居確保給付金事業実施要綱（令和2年瑞穂市告示第132号）による住居確保給付金の支給

(緊急援助費の内容)

第4条 緊急援助費の支給額単価及び支給対象期間は、別表のとおりとする。

(交付の方法)

第5条 緊急援助費の交付は、交付対象者に対して緊急援助費を支給することによって行うものとする。

(緊急援助費の支給の申請)

第6条 緊急援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就園就学緊急援助費交付申請書（様式第1号）に次の各号のいずれかの書類を添付し、令和3年3月末日までに、市長に提出するものとする。

(1) 生活福祉資金貸付決定通知書

(2) 住居確保給付金支給決定通知書

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、就園就学緊急援助費交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者にその旨を通知するものとする。

(緊急援助費の請求)

第8条 申請者は、緊急援助費の支給の決定の通知を受けたときは、就園就学緊急援助費請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。ただし、瑞穂市立学校設置条例（平成15年瑞穂市条例第54号）第2条から第4条までに規定する小学校、中学校又は幼稚園以外に通学し、又は通園する児童生徒の交付対象者は、支払った給食費の額を証する書類を当該請求書に添付するものとする。

(緊急援助費の決定取消し及び返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、緊急援助費の支給の決定を取消し、又はその交付した額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 保護者が市外へ転出したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により緊急援助費の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、決定の取消しを必要と認めたとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、緊急援助費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象児童生徒の区分	支給額単価 (児童生徒1人当たり)	支給対象期間
幼稚園	3,000円/月	保護者が市内に住所を有し、令和2年9月から令和3年3月までに支払うべき給食費を負担した期間
小学校	5,000円/月	
中学校	6,000円/月	

就園就学緊急援助費交付申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

印

電 話

対象児童生徒との続柄

令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により申請します。なお、緊急援助費の交付に係る審査のため、市が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳情報及び要綱第3条に規定する交付対象者としての要件（貸付け又は給付金の支給）について調査・確認することに同意します。

1 対象児童生徒

氏 名

幼稚園・学校名

年次・学年

2 申請期間

年 月 から 年 月

3 申請理由

添付書類（以下のいずれかの書類）

- (1) 生活福祉資金貸付決定通知書
- (2) 住居確保給付金支給決定通知書

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市長 印

就園就学緊急援助費交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった緊急援助費については、次のとおり決定したので、令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱第7条の規定により通知します。

1 支給決定対象児童生徒

氏 名 _____

幼稚園・学校名 _____

年次・学年 _____

決定期間 年 月 から 年 月

2 却下の理由

就園就学緊急援助費請求書

年 月 日

瑞穂市長 宛

請求者（保護者）

住 所

氏 名

印

電 話

対象児童生徒との続柄

令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱第8条の規定に基づき、次の金額を交付くださるよう請求します。

1 請求金額

対象児童生徒			給食費を支払った 対象月
氏名	幼稚園又は学校名	年次又は学年	
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月

給食費を支払った月数 ____ヶ月 × 支給額単価 _____円 = _____円

2 振込先

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行		信用金庫		本店					
	普通	当座	農協	信用組合	支店 出張所					
	納税	貯蓄	口座番号							
ゆうちょ銀行	記 号				番 号					
フリガナ										
口座名義人										

添付書類

支払った給食費の額を証する書類（瑞穂市立の幼稚園小中学校の児童生徒の場合は不要）

報告第13号

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部
を改正する規則について

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正
する規則について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和2年8月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の制定のため。

議案第 39 号

瑞穂市総合センター中央監視装置更新工事の計画について

瑞穂市総合センター中央監視装置更新工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 瑞穂市総合センター中央監視装置更新工事
- 2 実施期間 令和 2 年 1 0 月から令和 3 年 3 月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 総合センター 瑞穂市別府 1 2 8 3 番地
- 5 工事概要 施設内の空調等を管理する中央監視装置およびリモート盤の老朽化に伴い、更新工事を行うもの。

○中央監視装置 1 台

リモート盤 6 台

- 6 予算現額 47, 581 千円

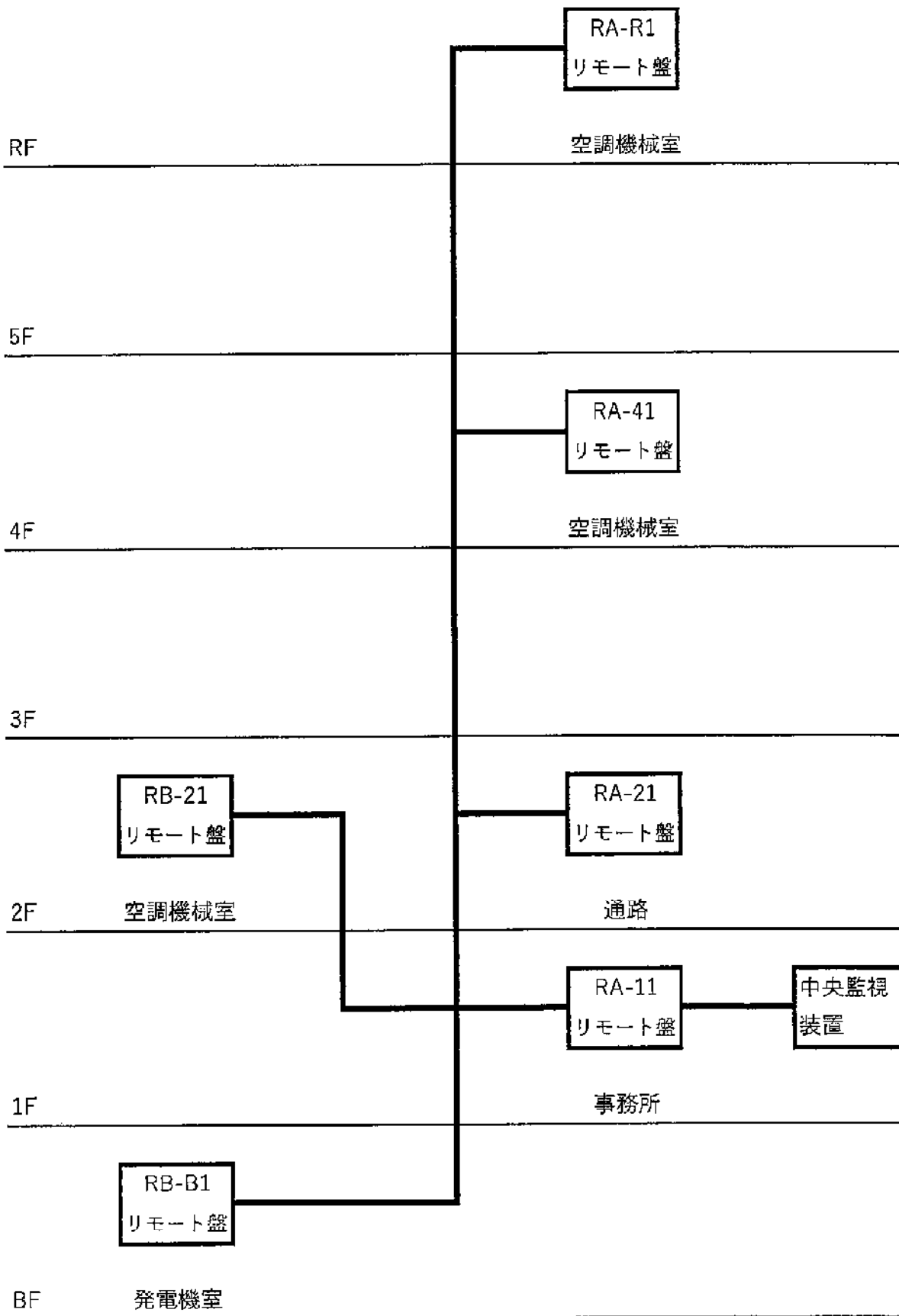
令和 2 年 8 月 2 6 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

老朽化に伴う軽微な故障が頻発しており、修理するにあたり製造が終了している部品も多く、適切な施設運営に支障がないように機器を更新するもの。

リモート盤及び中央監視装置設置場所



ホール棟

学習棟

意見聴取

平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和2年8月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付すことについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

瑞穂市一般会計
歳入歳出決算事業報告書

地方自治法第233条第5項の規定による、平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算
についての主要な施策の成果を説明する書類

令和2年9月2日

瑞穂市長 森 和 之

1. 概 要

平成31年度は、引き続き、第2次総合計画において、まちの将来像として掲げた「誰もが未来を描けるまち みずほ」の実現に向けて、5つの基本目標及び共通目標に掲げた施策を着実に実行するために、事業の計画性、公益性、緊急性、合理性、将来性の項目から評価を行い、事業の優先順位と財源の確保、費用対効果、施行時期などを考慮して事業を精査し、健全な財政運営となるよう、適正な予算執行に努めた。

平成31年度に実施した主な事業として、総合計画の「治水・防災」分野では、牛牧排水機場整備事業、「学校教育」分野では、平常時の学校教育と災害時に活用可能な学校無線LAN整備事業や、小学校への電子黒板の導入などICT教育推進事業、「生涯学習」分野では、総合センターの自家発電設備や防水工事などの改修を行った。また、継続事業である（仮称）中山道大月多目的広場整備事業に着手した。

このような中、平成31年度一般会計歳入歳出決算は、別表に示すとおり、歳入総額17,879,247千円、歳出総額17,179,359千円、歳入歳出差引額699,888千円となるものの、翌年度に繰り越すべき財源が47,326千円となり、実質収支は652,562千円となった。

また、基金積立金現在高は742,756千円増加し、地方債現在高は107,539千円の増加となった。

2. 歳入決算の特徴

歳入決算の主なものは、前年度と比較すると、市税は98,461千円増額の7,145,802千円（1.4%増）、地方譲与税等交付金は149,313千円増額の1,488,196千円（11.2%増）、地方交付税は10,424千円増額の2,116,243千円（0.5%増）、国県支出金は76,855千円増額の3,266,327千円（2.4%増）、寄附金は13,790千円減額の523,181千円（2.6%減）、繰入金は547,250千円減額の521,328千円（51.2%減）、諸収入は442,067千円減額の385,477千円（53.4%減）、市債は借入総額で6,400千円減額の1,003,100千円（0.6%減）となった。

3. 歳出決算の特徴

歳出決算について前年度と比較した結果、増額となった主なものとして、総務費が、自治会活動事業費、基金元金積立事業費、選挙費等で計 444,158 千円増額の 3,237,827 千円（15.9%増）、民生費は児童扶養手当費、自立支援給付事業費、障害児通所支援事業費等で計 12,325 千円増額の 6,688,027 千円（0.2%増）、衛生費は、塵芥処理費、生活排水処理費等で計 27,866 千円増額の 1,422,716 千円（2.0%増）、商工費は、プレミアム付商品券事業、地方創生事業として小簾紅園整備工事等で計 51,661 千円増額の 110,571 千円（87.7%増）となった。一方、減額となったものは、土木費が、橋りょうの改良など社会資本整備総合交付金事業や河川施設整備事業費等で計 360,085 千円減額の 1,506,241 千円（19.3%減）、消防費は、常備消防費等で計 410,809 千円減額の 972,205 千円（29.7%減）となった。

また、節別内訳について前年度と比較した結果、増額となった主なものとして、需用費が民生費、消防費、教育費等で計 17,549 千円増額の 807,168 千円（2.2%増）、負担金補助及び交付金が総務費、商工費、教育費等で計 72,615 千円増額の 2,454,232 千円（3.0%増）、扶助費が民生費、衛生費等で計 149,013 千円増額の 3,200,707 千円（4.9%増）、積立金が 448,970 千円増額の 1,252,158 千円（55.9%増）となった。一方、減額となったものは、工事請負費が民生費、土木費、教育費等で計 257,393 千円減額の 1,074,422 千円（19.3%減）、償還金、利子及び割引料が、民生費、公債費で計 331,416 千円減額の 1,008,243 千円（24.7%減）となった。

別 表

1. 総 括

(1) 収支の状況

(単位：千円)

区 分	平成31年度 A	平成30年度 B	増 減 額 A - B
歳 入 総 額	17,879,247	18,623,715	△ 744,468
歳 出 総 額	17,179,359	17,723,963	△ 544,604
歳入歳出差引額	699,888	899,752	△ 199,864
翌年度へ繰り越すべき財源	47,326	137,293	△ 89,967
実 質 収 支 ※ 1	652,562	762,458	△ 109,896
単 年 度 収 支 ※ 2	△ 109,896	78,533	△ 188,429
基 金 積 立 金	1,252,158	803,188	448,970
うち 財政調整基金	415,848	806	415,042
地 方 債 繰 上 償 還 額	0	280,320	△ 280,320
財 政 調 整 基 金 取 崩 し 額	0	311,000	△ 311,000
実質単年度収支 ※ 3	305,952	48,659	257,293

現積 在立 高金	財 政 調 整 基 金	2,699,340	2,283,492	415,848
	減 債 基 金	1,207,888	1,207,687	201
	その他特定目的基金	6,842,524	6,515,817	326,707
	計	10,749,752	10,006,996	742,756
収入印紙等購買基金		2,000	2,000	0
土地開発基金現在高		189,426	189,407	19
地 方 債 現 在 高		11,632,441	11,524,902	107,539

※ 1 実質収支 = 歳入歳出差引額 - 翌年度へ繰り越すべき財源 (継続費、繰越明許費等)

※ 2 単年度収支 = 当該年度実質収支 - 前年度実質収支

※ 3 実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金繰入額

※ 4 基金については出納整理期間の増減も加味している

(2) 財政指標の状況

(単位：千円)

区 分	平成31年度	平成30年度
基 準 財 政 収 入 額	6,567,030	6,602,758
基 準 財 政 需 要 額	8,368,625	8,266,020
標 準 税 収 入 額 等	8,375,331	8,423,405
標 準 財 政 規 模	10,806,402	10,833,998
財政力指数 (3ヵ年平均)	0.78	0.78
経 常 収 支 比 率	86.2%	85.6%

※地方財政状況調査表より

2. 歳入・歳出概要

(歳入)

(単位：千円・%)

科 目	平成31年度	平成30年度	比較	
	決 算 額	決 算 額	増減額	増減率
1 市 税	7,145,802	7,047,341	98,461	1.4
2 地 方 譲 与 税	191,797	190,919	878	0.5
3 利 子 割 交 付 金	8,586	19,047	△ 10,461	△ 54.9
4 配 当 割 交 付 金	34,239	29,407	4,832	16.4
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	18,304	25,041	△ 6,737	△ 26.9
6 地 方 消 費 税 金	905,142	948,885	△ 43,743	△ 4.6
7 自 動 車 取 得 税 金	32,114	61,547	△ 29,433	△ 47.8
8 環 境 性 能 割 交 付 金	9,521	-	9,521	皆増
9 地 方 特 例 交 付 金	288,493	64,037	224,456	350.5
10 地 方 交 付 税	2,116,243	2,105,819	10,424	0.5
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,632	6,952	△ 320	△ 4.6
12 分 担 金 担 及 び 金	21,285	22,667	△ 1,382	△ 6.1
13 使 用 料 数 及 び 料	491,246	589,961	△ 98,715	△ 16.7
14 国 庫 支 出 金	2,075,036	1,967,480	107,556	5.5
15 県 支 出 金	1,191,291	1,221,992	△ 30,701	△ 2.5
16 財 産 収 入	10,678	41,832	△ 31,154	△ 74.5
17 寄 附 金	523,181	536,971	△ 13,790	△ 2.6
18 繰 入 金	521,328	1,068,578	△ 547,250	△ 51.2
19 繰 越 金	899,752	838,195	61,557	7.3
20 諸 収 入	385,477	827,544	△ 442,067	△ 53.4
21 市 債	1,003,100	1,009,500	△ 6,400	△ 0.6
計	17,879,247	18,623,715	△ 744,468	△ 4.0

(歳 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成31年度	平成30年度	比較	
	決算額	決算額	増減額	増減率
1 議 会 費	156,733	160,194	△ 3,461	△ 2.2
2 総 務 費	3,237,827	2,793,669	444,158	15.9
3 民 生 費	6,688,027	6,675,702	12,325	0.2
4 衛 生 費	1,422,716	1,394,850	27,866	2.0
5 労 働 費	5,075	5,079	△ 4	△ 0.1
6 農 林 水 産 業 費	151,245	152,957	△ 1,712	△ 1.1
7 商 工 費	110,571	58,910	51,661	87.7
8 土 木 費	1,506,241	1,866,326	△ 360,085	△ 19.3
9 消 防 費	972,205	1,383,014	△ 410,809	△ 29.7
10 教 育 費	1,982,345	1,982,048	297	0.0
11 公 債 費	946,374	1,251,214	△ 304,840	△ 24.4
12 予 備 費	0	0	0	0.0
計	17,179,359	17,723,963	△ 544,604	△ 3.1

※端数整理により端数1の不一致有り

3. 歳出内訳（節別）

（単位：千円・％）

節	平成31年度	平成30年度	比較	
	決算額	決算額	増減額	増減率
1 報酬	206,990	211,295	△ 4,305	△ 2.0
2 給料	1,110,372	1,310,706	△ 200,334	△ 15.3
3 職員手当等	887,613	1,069,112	△ 181,499	△ 17.0
4 共済費	464,857	546,950	△ 82,093	△ 15.0
5 災害補償費	0	559	△ 559	△ 100.0
7 賃金	536,518	554,532	△ 18,014	△ 3.2
8 報償費	47,808	44,007	3,801	8.6
9 旅費	30,500	28,404	2,096	7.4
10 交際費	588	782	△ 194	△ 24.8
11 需用費	807,168	789,619	17,549	2.2
12 役務費	195,959	181,857	14,102	7.8
13 委託料	2,722,658	2,839,127	△ 116,469	△ 4.1
14 使用料及び賃借料	184,350	174,316	10,034	5.8
15 工事請負費	1,074,422	1,331,815	△ 257,393	△ 19.3
16 原材料費	335	352	△ 17	△ 4.8
17 公有財産購入費	60,715	123,071	△ 62,356	△ 50.7
18 備品購入費	232,668	228,711	3,957	1.7
19 負担金補助及び交付金	2,454,232	2,381,617	72,615	3.0
20 扶助費	3,200,707	3,051,694	149,013	4.9
21 貸付金	25,000	25,000	0	0.0
22 補償補填及び賠償	16,725	17,414	△ 689	△ 4.0
23 償還金、利子及び割引料	1,008,243	1,339,659	△ 331,416	△ 24.7
24 投資及び出資金	10,000	10,000	0	0.0
25 積立金	1,252,158	803,188	448,970	55.9
27 公課費	790	592	198	33.4
28 繰出金	647,983	659,584	△ 11,601	△ 1.8
30 予備費	0	0	0	0.0
計	17,179,359	17,723,963	△ 544,604	△ 3.1

[歳入科目決算の状況]

(款) 01 市 税 7,145,802 千円

(1) 市税科目別収入状況

(単位：千円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	徴 収 率	主 な 内 容
市 民 税	3,529,683	3,431,283	97.2%	個人 3,036,150 [現年課税分 3,000,586 滞納繰越分 35,564 法人 395,133 [現年課税分 394,429 滞納繰越分 704
固 定 資 産 税	3,350,896	3,269,132	97.6%	現年課税分 3,245,056 滞納繰越分 22,346 国有資産等所在市町村交付金及び納付金 1,730
軽 自 動 車 税	145,245	135,016	93.0%	現年課税分 131,898 滞納繰越分 1,974 環境性能割 1,144
市 た ば こ 税	310,371	310,371	100.0%	
計	7,336,195	7,145,802	97.4%	

(端数整理により端数1の不一致有り)

(参考) 市税の市民負担の状況

科 目	収 入 済 額 (千円)	構 成 比	市 民 1 人 あたり 負 担 額 (円)	1 世 帯 あたり 負 担 額 (円)
市 民 税	3,431,283	48.0%	62,369	158,000
個 人	3,036,150	42.5%	55,187	139,805
法 人	395,133	5.5%	7,182	18,195
固 定 資 産 税	3,269,132	45.8%	59,421	150,533
固 定 資 産 税	3,267,402	45.7%	59,390	150,453
国有資産等所在市町村 交付金及び納付金	1,730	0.1%	31	80
軽 自 動 車 税	135,016	1.9%	2,454	6,217
市 た ば こ 税	310,371	4.3%	5,641	14,292
計	7,145,802	100.0%	129,885	329,042

(端数整理により端数1の不一致有り)

※ 平成31年度末現在の人口及び世帯数

55,016 人

21,717 世帯

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
民生使用料	201,443	201,218	ふれあいホームみずほ使用料 242 保育所延長保育料 11,026 放課後児童クラブ保育料 50,911 一時預かり事業保育料 3,159 保育所保育料 135,880
衛生使用料	56,126	57,519	火葬場使用料 3,968 霊柩車使用料 1,395 墓地使用料 900 コミュニティ・プラント使用料 50,086 駅西会館使用料 1,093 行政財産使用料 67 美来の森館使用料 8
農林水産業使用料	228	229	ふれあい農園使用料 229
土木使用料	68,445	66,312	道路占用料 15,936 自転車駐車場等使用料 36,197 駅前施設使用料 508 公園占用料 37 行政財産使用料 12 公園使用料 3 公営住宅使用料 13,618
消防使用料	1,019	967	防災コミュニティセンター使用料 957 自動販売機設置料 10
教育使用料	34,742	32,212	教育支援センター使用料 511 幼稚園保育料 9,737 公民館使用料 3,163 総合センター使用料 7,244 体育施設使用料 11,502 市有財産使用料 55

(項) 02 手数料

122,293 千円

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
総務手数料	23,046	25,191	自動車臨時運行許可手数料 331 税務証明交付手数料 3,535 市税督促手数料 2,324 戸籍関係証明手数料 5,553 住民票関係証明手数料 8,504 印鑑証明等交付手数料 4,941 情報公開手数料 3
民生手数料	59	87	生活管理指導短期宿泊事業手数料 45 保育所保育料督促手数料 20 放課後児童クラブ保育料督促手数料 19 保育所延長保育料督促手数料 3

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
衛生手数料	83,634	94,163	畜犬登録手数料 920 狂犬病予防注射済票交付手数料 1,291 ごみ処理手数料 91,856 (うち粗大ごみ手数料 22,042千円) (うち剪定木処理手数料 1,220千円) 廃棄物許可申請手数料 55 墓地許可証再交付手数料 19 コミュニティ・プラント使用料督促手数料 22
土木手数料	2,545	2,850	屋外広告物許可手数料 2,709 放置自転車移動手数料 39 都市計画証明手数料 4 境界確認証明手数料 14 下水道指定工事店申請手数料 84
教育手数料	10	2	幼稚園保育料督促手数料 2

(款) 14 国庫支出金 2,075,036 千円

(項) 01 国庫負担金 1,775,165 千円 (単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
民生費国庫負担金	1,795,684	1,774,175	国民健康保険基盤安定負担金 43,498 特別障害者手当給付費負担金 11,896 障害児福祉手当給付費負担金 4,297 介護保険料軽減負担金 9,127 障害者自立支援給付費負担金 327,500 障害者医療費負担金 500 障害児施設措置費負担金 113,000 給付費負担金 191,812 母子生活支援施設措置費負担金 1,812 児童扶養手当負担金 67,688 児童手当交付金 739,728 生活保護費負担金 247,357 自立相談支援事業費負担金 11,925 住居確保給付金事業費負担金 901 被保護者就労支援事業負担金 2,984 助産施設措置費負担金 150
衛生費国庫負担金	1,100	990	未熟児養育医療給付事業費負担金 990

(項) 02 国庫補助金 287,316 千円 (単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
総務費国庫補助金	61,841	49,160	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2,391 個人番号カード交付事業費補助金 7,192 個人番号カード交付事務費補助金 2,874 個人番号カード利用環境整備費補助金 254 地方創生推進交付金 9,900 プレミアム付商品券事務費補助金 13,488 プレミアム付商品券事業費補助金 13,061

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
民生費国庫補助金	65,052	72,969	市町村地域生活支援事業費補助金 8,132 生活困窮者自立支援事業費補助金 7,318 高等技能訓練促進費等補助金 2,206 自立支援教育訓練支援事業補助金 75 ひとり親家庭への総合的な支援のための 相談窓口の強化事業補助金 341 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金 1,127 子ども・子育て支援交付金 40,479 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 917 保育所等整備交付金 658 保育対策総合支援事業費交付金 2,816 子ども・子育て支援事業費補助金 6,174 子育てのための施設等利用給付交付金 1,751 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業補助金 700 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金国庫補助金 198 児童扶養手当システム改修事業補助金 77
衛生費国庫補助金	26,756	23,231	循環型社会形成推進交付金 16,927 がん検診推進事業費補助金 1,623 風しん抗体検査事業費補助金 4,391 母子保健衛生費国庫補助金 290
土木費国庫補助金	33,313	33,333	社会資本整備総合交付金(市道4-103号線柳一色歩道橋) 15,000 社会資本整備総合交付金(橋りょう長寿命化修繕事業) 17,600 木造住宅耐震診断助成事業補助金 93 木造住宅耐震補強工事費補助金 534 ブロック塀等撤去工事費補助金 106
教育費国庫補助金	118,406	108,623	小学校特別支援学級就学奨励費補助金 805 中学校特別支援学級就学奨励費補助金 515 要保護児童生徒援助費補助金 36 幼稚園就園奨励費補助金 7,350 学校施設環境改善交付金(幼稚園) 20,292 理科教育設備整備等補助金 3,167 小学校理科観察実験支援事業補助金 467 スクールサポートスタッフ配置事業費補助金 818 無線LAN普及支援事業費等補助金 43,597 子ども・子育て支援交付金 154 子育てのための施設等利用給付交付金(未移行幼稚園分) 31,422

(項) 03 委託金

12,555 千円

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
総務費委託金	855	855	中長期在留者住居地届出等事務委託金 795 自衛官募集事務委託金 60
民生費委託金	9,285	11,038	国民年金事務費交付金 9,771 年金生活者給付費交付金 1,039 特別児童扶養手当事務取扱交付金 228
土木費委託金	648	662	樋門管理委託金 662

(款) 15 県支出金
(項) 01 県負担金

1,191,291 千円

674,936 千円

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容	
民生費県負担金	654,124	653,075	国民健康保険基盤安定県負担金	134,085
			障害者自立支援給付費県負担金	163,750
			障害者医療費県負担金	250
			障害児施設措置費県負担金	56,500
			後期高齢者医療保険基盤安定県負担金	51,407
			介護保険料軽減県負担金	4,564
			給付費県負担金	81,783
			子育てのための施設等利用給付交付金県費負担金	876
			母子生活支援施設措置費県負担金	906
			助産施設措置費県負担金	75
			児童手当費県負担金	158,813
			生活保護費県負担金	58
			民生委員推薦会県負担金	8
衛生費県負担金	550	550	未熟児養育医療給付事業費県負担金	550
土木費県負担金	2,862	2,862	地籍調査費負担金	2,862
教育費県負担金	16,979	15,865	子育てのための施設利用給付交付金県費負担金(未移行幼稚園分)	15,865
県委譲事務交付金	2,536	2,584	屋外広告物簡易除去等事務県交付金	103
			有害鳥獣捕獲許可等事務県交付金	272
			県人口動態統計調査県交付金	109
			土地改良事業認可事務県交付金	30
			煙火消費許可等事務県交付金	38
			計量に係る勧告事務県交付金	47
			商工会設立許可等事務県交付金	37
			開発許可申請事務県交付金	120
			騒音特定施設設置届出事務県交付金	36
			浄化槽設置届出事務県交付金	45
			療育手帳交付等事務県交付金	38
			自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請等事務県交付金	135
			建築確認申請事務県交付金	36
			農業近代化資金貸付申請事務県交付金	45
			母子寡婦福祉資金貸付申請等事務県交付金	35
			優良宅地認定申請事務県交付金	30
			死亡獣畜処理許可事務県交付金	30
			特定動物脱出通報受理事務県交付金	34
			開発協議審査事務県交付金	30
			県重要文化財現状変更許可申請書經由事務県交付金	30
			県重要文化財現状変更許可等事務県交付金	18
			個人土地区画整理事業認可等事務県交付金	30
			旅券発給事務県交付金	1,064
			液化石油ガス販売事業者登録事務県交付金	94
			高圧ガス保安法に基づく製造許可事務等県交付金	90
			県輸出関係調査県交付金	8

(項) 02 県補助金

361,607 千円

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容	
総務費県補助金	4,149	2,212	自主運行バス運行費県補助金	2,212

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容	
民生費県補助金	242,957	245,862	市町村地域生活支援事業費県補助金	4,066
			身体障害者福祉対策事業県補助金	120
			精神障害者小規模作業所等交通費助成事業県補助金	71
			難聴児補聴器購入費等助成事業県補助金	86
			老人クラブ活動等事業県補助金	2,749
			福祉医療費県補助金 重度心身障害者	97,464
			乳幼児等	69,852
			母子等	16,151
			父子	487
			福祉医療費助成事業審査支払事務費県補助金	5,537
			福祉医療費助成事業協力費県補助金	1,998
			乳幼児保育特別対策事業費県補助金	269
			子ども・子育て支援交付金	32,438
			施設型給付費等県補助金	7,439
			岐阜県第3子以降保育料無償化事業費補助金	1,380
			保育対策総合支援事業費県補助金	1,800
			低年齢児保育促進事業県補助金	1,135
			小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業費県補助金	267
			岐阜県多子世帯病児・病後児保育利用料無償化事業補助金	38
			岐阜県療育支援体制強化事業補助金	1,377
特支学校等の臨時休業に伴う放課後デイサービス支援事業費補助金	1,138			
衛生費県補助金	40,751	39,421	浄化槽設置整備事業県補助金	32,595
			健康増進事業費県補助金	4,525
			地域自殺対策強化事業費県補助金	108
			一般不妊治療助成事業費県補助金	425
			大腸がん検診受診率向上事業費県補助金	1,628
			岐阜県清流の国ぎふ推進補助金	140
農林水産業費県補助金	56,940	56,580	水田フル活用推進事務費県補助金	3,240
			農業委員会県交付金	2,148
			元気な農業産地構造改革支援事業県補助金	1,585
			学校給食地産地消推進事業県補助金	618
			水田農業構造改革市町村推進事業県補助金	100
			自作農財産管理事務取扱交付金	67
			森林環境税事業県補助金	898
			農業次世代人材投資事業費補助金	6,000
			農業委員会費県補助金	1,225
			多面的機能支払交付金事業県補助金	23,690
			機構集積協力金交付事業県補助金	489
			産地パワーアップ事業県補助金	8,369
			被災農業者向け経営体育成支援事業県補助金	6,179
			後継者等就農給付金事業県補助金	1,000
			スマート農業技術導入支援事業県補助金	972
商工費県補助金	13,002	13,002	消費者行政活性化基金事業県補助金	102
			岐阜県清流の国ぎふ推進補助金	12,900
土木費県補助金	837	944	土地利用規制等対策費県交付金	245
			木造住宅耐震補強工事費県補助金	600
			木造住宅耐震診断助成事業県補助金	47
			ブロック塀等撤去工事費県補助金	52

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
教育費県補助金	4,303	3,586	スクールサポートスタッフ配置事業費県補助金 1,636 多文化共生推進補助金 1,700 岐阜県清流の国ぎふ推進補助金 250

(項) 03 委託金

154,748 千円

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
総務費委託金	109,411	114,618	県広報紙配布県委託金 488 個人県民税徴収取扱県委託金 87,865 参議院議員通常選挙事務県委託金 14,002 県議会議員選挙事務県委託金 8,572 厚生統計調査(人口動態)県委託金 59 経済センサス調査県委託金 397 経済センサス調査区管理県委託金 2 全国家計構造調査 925 農林業センサス県委託金 1,860 学校基本調査県委託金 6 工業統計調査県委託金 280 県輸出関係調査県委託金 11 国勢調査準備(調査区設定分) 150
民生費委託金	286	306	戦没者遺族特別弔慰金等支給事務県交付金 21 人権啓発活動県委託金 263 厚生労働統計調査事務交付金 22
土木費委託金	38,674	38,675	堤防除草県委託金 38,675
教育費委託金	1,149	1,149	清流の国ぎふふるさと魅力体験事業費委託金 1,149

(款) 16 財産収入

10,678 千円

(項) 01 財産運用収入

7,018 千円

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
財産貸付収入	3,215	4,038	土地・建物貸付収入 4,038
利子及び配当金	2,972	2,980	財政調整基金預金利子 848 減債基金預金利子 201 公共施設整備基金預金利子 809 ふるさと応援基金利子 69 地域振興基金預金利子 5 土地開発基金預金利子 19 下水道事業対策基金預金利子 904 地域福祉基金預金利子 28 ふるさと農村活性化対策基金利子 1 庁舎建設基金預金利子 43 株式配当金 51

(項) 02 財産売払収入

3,660 千円

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
不動産売払収入	1,023	1,428	土地・建物売払収入 1件 11m ² 141 法定外公共物払下収入 6件 87.89m ² 1,287

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
物品売払収入	1,678	2,232	デスクトップパソコン等機器売払収入 51 生涯学習センター自主事業チケット売払代金 2,181

(款) 17 寄附金 523,181 千円

(項) 01 寄附金

523,181 千円

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
一般寄附金	8	8	一般寄附金 8
民生費寄附金	110	110	福祉費寄附金 110
衛生費寄附金	188	189	レジ袋収益寄附金 93 清掃費寄附金 96
教育費寄附金	0	100	図書館事業寄附金 100
ふるさと応援寄附金	550,000	522,774	ふるさと応援寄附金 522,774

(款) 18 繰入金 521,328 千円

(項) 01 特別会計繰入金

11,945 千円

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
国民健康保険事業 特別会計繰入金	11,063	11,062	国民健康保険事業特別会計繰入金 11,062
後期高齢者医療事業 特別会計繰入金	883	883	後期高齢者医療事業特別会計繰入金 883

(項) 02 基金繰入金

509,383 千円

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
公共施設整備基金 繰入金	357,200	357,200	公共施設整備基金繰入金 道路改良費 20,000 道路維持費 120,000 河川改良費 73,300 河川維持費 50,000 橋りょう改良費 7,600 橋りょう維持費 23,700 保育所費 10,000 事務局費 10,000 学校管理費 20,000 総合センター費 22,600
ふるさと応援基金 繰入金	148,833	148,633	ふるさと応援基金繰入金 148,633
遺跡和宮公園維持 管理基金繰入金	3,250	3,250	遺跡和宮公園維持管理基金繰入金 3,250
ふるさと農村活性化 対策基金繰入金	300	300	ふるさと農村活性化対策基金繰入金 300

(款) 19 繰越金 899,752 千円
 (項) 01 繰越金 899,752 千円 (単位: 千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
繰越金	899,751	899,752	純繰越金 762,459 繰越明許費充当財源繰越金 137,293

(款) 20 諸収入 385,477 千円
 (項) 01 延滞金加算金及び過料 13,356 千円 (単位: 千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
延滞金	10,230	13,356	市税延滞金 13,352 保育所保育料延滞金 4
加算金	1	0	
過料	1	0	

(項) 02 市預金利子 82 千円 (単位: 千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
市預金利子	81	82	歳計現金預金利子 74 指定金融機関担保預金利子 8

(項) 03 貸付金元利収入 25,000 千円 (単位: 千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
貸付金元利収入	25,000	25,000	勤労者生活資金融資預託金 2,000 勤労者住宅資金融資預託金 3,000 中小企業損失補償積立金 20,000

(項) 04 受託事業収入 0 千円 (単位: 千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
総務費受託事業収入	1	0	0

(項) 05 雑 入 347,039 千円 (単位: 千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
滞納処分費	1	0	0
弁償金	1	0	0
違約金及び延納利息	1	0	0
過年度収入	1,515	1,518	過年度精算金 児童手当国庫負担金 145 児童手当県負担金 28 児童扶養手当給付費国庫負担金 69 生活保護費国庫負担金 868 特別障害者手当等給付費国庫負担金 40 未熟児養育医療給付事業費国庫負担金 355 未熟児養育医療給付事業費県負担金 12

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
雑入	341,327	345,521	<p>議会費雑入</p> <p>(公財)岐阜県市町村振興協会助成金 42</p> <p>総務費雑入</p> <p>もとす広域連合派遣職員負担金 39,997</p> <p>(公財)岐阜県市町村振興協会助成金 1,248</p> <p>雇用保険料・労働保険負担金 1,553</p> <p>職員団体保険事務費 884</p> <p>職員個人年金共済事業事務交付金 26</p> <p>職員火災・自動車共済事務取扱交付金 17</p> <p>職員ＩＣカード再発行料 14</p> <p>派遣職員費用負担金 4,642</p> <p>職員任意共済事業事務交付金 39</p> <p>バナー広告料 194</p> <p>広報紙広告料 158</p> <p>(公財)岐阜県市町村振興協会市町村交付金 16,834</p> <p>マスコットキャラクターグッズ販売収入 73</p> <p>損害共済金 1,875</p> <p>損害共済分担金返戻金 5</p> <p>庁舎自販機電気代 272</p> <p>庁舎広告電気代 16</p> <p>庁舎自販機販売手数料 18</p> <p>光熱水費負担金 904</p> <p>システム障害に伴う経費負担 35</p> <p>自動車損害共済基金分担金返戻金 12</p> <p>総務管理費雑入 5</p> <p>収入印紙販売等手数料 322</p> <p>岐阜県収入証紙売りさばき手数料 23</p> <p>休日・夜間申請受付郵送代 6</p> <p>公衆電話料 3</p> <p>コピー及び印刷代 122</p> <p>予納金返還金 856</p> <p>公団分収林委託金 1,020</p> <p>馬場公園集会所利用負担金 228</p> <p>民生費雑入</p> <p>乳幼児等医療費(現年度)還付金 11,627</p> <p>乳幼児等医療費(過年度)還付金 7,244</p> <p>母子医療費(現年度)還付金 2,771</p> <p>母子医療費(過年度)還付金 452</p> <p>重度身障者医療費(現年度)還付金 42,076</p> <p>重度身障者医療費(過年度)還付金 17,411</p> <p>福祉医療費(現年度)徴収金 91</p> <p>福祉医療費(過年度)徴収金 11</p> <p>日本スポーツ振興センター給付金還付金 3,472</p> <p>高齢者地域支援事業負担金 58,489</p> <p>生活保護費返還金(法63条返還) 3,501</p> <p>生活保護費返還金(法63条返還過年度分) 33</p> <p>生活保護徴収金(法78条返還) 340</p> <p>生活保護徴収金(法78条返還過年度分) 30</p> <p>生活管理指導短期宿泊事業実費負担分 2</p> <p>地域支援事業費負担金精算金(広域連合) 6,376</p> <p>介護給付費負担金精算金(広域連合) 29,424</p> <p>後期高齢者療養給付費負担金精算金 2,440</p>

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容	
			低所得者保険料軽減費負担金精算金（広域連合）	388
			児童手当返納金	110
			児童扶養手当返納金	8
			児童扶養手当（過年度）返納金	23
			日本スポーツ振興センター保護者等負担金（保育所分）	275
			保育実習負担金	597
			児童福祉費雑入	3
			保育所給食費等負担金	26,444
			衛生費雑入	
			葬祭具消耗品売払収入	58
			特定保健指導事業費	5,600
			健康増進事業費	140
			実習指導料（保健師・栄養士）	108
			養育医療費返還金（福祉医療分）	640
			廃棄物売払収入	14,365
			ごみ袋広告掲載料	550
			駅西会館自動販売機電気料	40
			農林水産業費雑入	
			農業者年金事務委託金	135
			コピー及び印刷代	15
			土地改良施設維持管理適正化事業交付金	18,684
			東京都瑞穂町産業まつり等物販売払収入	108
			経営転換協力金返還金	335
			土木費雑入	
			取水施設地区負担金	6,908
			排水機維持管理金	213
			コピー及び印刷代	33
			管内函・白函等売払収入	19
			河川維持費雑入（過年度電気料還付金）	1
			道路維持費雑入（過年度電気料還付金）	4
			消防費雑入	
			防災ラジオ負担金	78
			消防団員等退職報償共済金	4,567
			消防水利事故弁償金	356
			教育費雑入	
			幼稚園交通安全協力費	1,214
			私用電話料	41
			瑞穂大学受講料	229
			社会教育講座受講料	224
			体育行事参加者負担金	287
			コインロッカー代	3
			図書館カード代（再発行）	19
			貸出図書弁済費	3
			図書館コピー及び印刷代	20
			図書館公衆電話料	16
			日本スポーツ振興センター保護者等負担金（学校等）	2,490
			幼稚園実習負担金	489
			学校教育総務費雑入	150
			自動販売機手数料・電気料	759

(単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
			ガラス工房陶芸釜使用電気料 4
			巢南公民館公衆電話料 1
			公民館等コピー及び印刷代 1,431
			広告付案内地図板電気料 7
			穂積のあゆみ等売払代 1
			食用廃油売払代 8
			穂積北中改修工事光熱水費実費負担分 1
			幼稚園改修工事光熱水費実費負担分 1

(款) 21 市債 1,003,100 千円

(項) 01 市債 1,003,100 千円 (単位：千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
土木債	171,100	171,100	地方道整備事業債 63,500 河川整備事業債 93,600 緊急自然災害防止対策事業債 14,000
消防債	57,300	57,300	緊急防災・減災事業債 45,900 施設整備事業債 11,400
教育債	220,600	138,700	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 39,900 一般補助施設整備等事業債 31,000 市民文化施設整備事業債 67,800
臨時財政対策債	636,000	636,000	臨時財政対策債 636,000

(款) 03 民生費

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果
06福祉センター 費 7,000 千円	<p>●老人福祉センター管理事業 老人福祉センターの運営・管理に関する経費。</p> <p>1. 老人福祉センター管理事業 5,072千円</p> <p>(1) 利用者数 延べ6,491人</p> <p>(2) 主な管理経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料費（ガス代） 28千円 ・水道光熱費 1,099千円 ・清掃、電気設備保守、麦飯石取替委託等 1,125千円 ・老人福祉センター業務委託料（瑞穂市社会福祉協議会委託） 2,320千円 ・修繕費（非常用照明 外） 231千円 <p>●福祉センター管理事業 福祉センターの運営・管理に関する経費。</p> <p>2. 福祉センター管理事業 1,928千円</p> <p>(1) 利用者数 延べ10,678人</p> <p>(2) 主な管理経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室業務委託料（瑞穂市シルバー人材センター委託） 1,208千円 ・備品購入費（冷蔵庫 外） 265千円

(項) 02 児童福祉費 2,889,084 千円

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果																																							
01児童福祉総務費 397,025 千円	<p>1. 人件費（給料、職員手当等、共済費） 53,182千円</p> <p>幼児支援課 職員数 7人（令和2年3月31日現在）</p> <p>2. 児童福祉総務費 3,997千円</p> <p>(1) 主な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援サイト運営委託料 1,962千円 ・子ども・子育て支援事業計画策定委託料 1,705千円 <p>●すこやか児童育成費 放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブの運営経費（人件費を除く）。</p> <p>3. すこやか児童育成事業 13,828千円</p> <p>(1) 放課後児童クラブの利用状況 (令和2年3月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>校区別</th> <th>生津小</th> <th>本田小</th> <th>穂積小</th> <th>牛牧小</th> <th>西小</th> <th>中小</th> <th>南小</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用児童数</td> <td>64人</td> <td>85人</td> <td>103人</td> <td>90人</td> <td>17人</td> <td>29人</td> <td>68人</td> <td>456人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 主な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育指導員報酬 1名 2,604千円 ・光熱水費、電話代、保険料等 2,211千円 ・放課後児童健全育成事業に関する委託料 6,286千円 <p>●地域子育て支援センター事業費 地域子育て支援センター事業に係る運営経費で、消耗品費、光熱水費が主な経費。</p> <p>4. 地域子育て支援センター事業 1,996千円</p> <p>(1) 地域子育て支援センターの主な事業、利用状況</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>事業名／実施場所</th> <th>別府保育所</th> <th>牛牧第2保育所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園庭・支援室開放</td> <td>7,177組</td> <td>2,170組</td> </tr> <tr> <td>にこにこ広場（月1回）</td> <td>887組</td> <td>213組</td> </tr> <tr> <td>子育てセミナー（年4回）</td> <td>94組</td> <td>88組</td> </tr> <tr> <td>絵本・育児書貸出</td> <td>118組</td> <td>78組</td> </tr> <tr> <td>出張ひろば（月1回）</td> <td>207組</td> <td>155組</td> </tr> <tr> <td>子育て相談</td> <td>160件</td> <td>85件</td> </tr> </tbody> </table>	校区別	生津小	本田小	穂積小	牛牧小	西小	中小	南小	合計	利用児童数	64人	85人	103人	90人	17人	29人	68人	456人	事業名／実施場所	別府保育所	牛牧第2保育所	園庭・支援室開放	7,177組	2,170組	にこにこ広場（月1回）	887組	213組	子育てセミナー（年4回）	94組	88組	絵本・育児書貸出	118組	78組	出張ひろば（月1回）	207組	155組	子育て相談	160件	85件
校区別	生津小	本田小	穂積小	牛牧小	西小	中小	南小	合計																																
利用児童数	64人	85人	103人	90人	17人	29人	68人	456人																																
事業名／実施場所	別府保育所	牛牧第2保育所																																						
園庭・支援室開放	7,177組	2,170組																																						
にこにこ広場（月1回）	887組	213組																																						
子育てセミナー（年4回）	94組	88組																																						
絵本・育児書貸出	118組	78組																																						
出張ひろば（月1回）	207組	155組																																						
子育て相談	160件	85件																																						

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果																											
	<p>●児童扶養手当費 父親（母親）と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図り、児童の福祉の増進のために手当の支給に係る経費。</p>																											
	<p>5. 児童扶養手当支給事業 206,205千円 ・児童扶養手当の支給状況 受給者対象者数 350人（令和2年3月31日現在）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給対象延受給者数</th> <th>支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部支給者</td> <td>2,819 人</td> <td>120,657 千円</td> </tr> <tr> <td>一部停止者</td> <td>2,083 人</td> <td>61,757 千円</td> </tr> <tr> <td>第2子加算</td> <td>1,844 人</td> <td>17,390 千円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降加算</td> <td>506 人</td> <td>2,889 千円</td> </tr> <tr> <td>13条の2</td> <td>101 人</td> <td>1,815 千円</td> </tr> <tr> <td>13条の3</td> <td>0 人</td> <td>0 千円</td> </tr> <tr> <td>13の2かつ13条の3</td> <td>4 人</td> <td>48 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>204,556 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※手当の月額 全部支給 42,910円、第2子加算 10,140円、第3子以降加算 6,080円 ※支給時期 4月 318人、 8月 323人、11月 340人 1月 338人、3月342人 随時 42人</p>	区 分	支給対象延受給者数	支 給 額	全部支給者	2,819 人	120,657 千円	一部停止者	2,083 人	61,757 千円	第2子加算	1,844 人	17,390 千円	第3子以降加算	506 人	2,889 千円	13条の2	101 人	1,815 千円	13条の3	0 人	0 千円	13の2かつ13条の3	4 人	48 千円	計	—	204,556 千円
区 分	支給対象延受給者数	支 給 額																										
全部支給者	2,819 人	120,657 千円																										
一部停止者	2,083 人	61,757 千円																										
第2子加算	1,844 人	17,390 千円																										
第3子以降加算	506 人	2,889 千円																										
13条の2	101 人	1,815 千円																										
13条の3	0 人	0 千円																										
13の2かつ13条の3	4 人	48 千円																										
計	—	204,556 千円																										
	<p>●家庭児童相談室運営費 家庭相談員（嘱託員）を配置し、家庭児童福祉に関する相談指導業務を行うとともに、関係機関との連携強化を図り要保護児童対策を行う経費。</p>																											
	<p>6. 家庭児童相談室運営費 4,837千円 ・家庭相談員報酬 2人 4,330千円</p>																											
	<p>●助産施設措置費 「瑞穂市助産の実施及び母子保護の実施」に関する規則に基づき、助産施設における助産の実施を行う経費。</p>																											
	<p>7. 助産施設措置費 1名 300千円</p>																											
	<p>●母子生活支援施設措置費 「瑞穂市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則」に基づき、配偶者のない女子等から申し込みがあり、基準に該当する場合は、児童福祉法に基づく母子生活支援施設における保護を実施し、その費用を支弁するもの。</p>																											
	<p>8. 母子生活支援措置費 3,812千円</p>																											
	<p>●子育て支援事業費 民間の施設等を利用することにより、子育て相談事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、子育て支援員研修事業、病児・病後児保育事業及び認可外保育所補助事業の子育て支援事業を実施。</p>																											
	<p>9. 子育て支援事業 22,108千円</p> <p>(1) 子育て相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談員報酬 嘱託員 4人 8,659千円 ・訪問内容 のびっこ広場 46回、1歳6カ月児健診 22回、2歳児相談 36回、事前相談 24件、3歳児健診 6回、保育所 132回、親子ふれあい教室 10回、にこにこ広場 10回、どんぐり・わいわい広場 2回 ・相談件数 575件 <p>(2) ファミリー・サポート・センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業委託料 6,061千円 委託先：NPO法人 キッズスクエア瑞穂 （提供会員 228人、利用会員 698人、両方会員 11人、活動件数 2,425件） <p>(3) 子育て短期支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童ショートステイ・児童トワイライトステイ委託料 11千円 委託先：誠心寮、日本児童育成園、樹心寮、大野慈童園 （ショートステイ 利用児童 1人、年間延べ 1日） 																											

目	主 要 事 業 内 容 と 成 果																																			
	<p>(4) 子育て支援員研修事業 ・子育て支援員研修事業委託料 1,008千円</p> <p>(5) 病児・病後児保育事業 2,169千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施設数</th> <th>利用者延べ人数</th> <th>負担金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岐阜市</td> <td>5カ所</td> <td>246人</td> <td>1,156千円</td> </tr> <tr> <td>北方町</td> <td>1カ所</td> <td>150人</td> <td>1,005千円</td> </tr> <tr> <td>揖斐川町</td> <td>1カ所</td> <td>1人</td> <td>8千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 認可外保育所補助事業 1,101千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>0歳児</th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内(1カ所)</td> <td>延べ12人</td> <td>延べ10人</td> <td>-</td> <td>1,101千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 施設等利用給付費負担金 2,764千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用者数</th> <th>負担金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可外保育施設</td> <td>13人</td> <td>2,738千円</td> </tr> <tr> <td>一時預かり</td> <td>1人</td> <td>26千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>●すこやか児童育成管理費 放課後児童クラブの指導員等の賃金、施設修繕、保守管理等の経費。</p> <p>10. すこやか児童育成管理費 85,997千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助職員賃金 123名 77,855千円 施設修繕工事 4,859千円 <p>11. 地方創生事業(潜在保育士就業促進事業) 116千円</p>	区 分	施設数	利用者延べ人数	負担金額	岐阜市	5カ所	246人	1,156千円	北方町	1カ所	150人	1,005千円	揖斐川町	1カ所	1人	8千円	区 分	0歳児	1歳児	2歳児	補助金額	市内(1カ所)	延べ12人	延べ10人	-	1,101千円	区 分	利用者数	負担金額	認可外保育施設	13人	2,738千円	一時預かり	1人	26千円
区 分	施設数	利用者延べ人数	負担金額																																	
岐阜市	5カ所	246人	1,156千円																																	
北方町	1カ所	150人	1,005千円																																	
揖斐川町	1カ所	1人	8千円																																	
区 分	0歳児	1歳児	2歳児	補助金額																																
市内(1カ所)	延べ12人	延べ10人	-	1,101千円																																
区 分	利用者数	負担金額																																		
認可外保育施設	13人	2,738千円																																		
一時預かり	1人	26千円																																		
02児童手当費 1,061,386千円	<p>●児童手当費 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため中学校修了前の児童の養育者に支給。</p> <p>1. 児童手当 1,061,386千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童手当の支給状況 <p>※手当の額</p> <p>0歳～3歳未満 15,000円、3歳以上小学校修了前第1,2子10,000円、第3子以降15,000円、小学校修了～中学校修了前10,000円、特例給付5,000円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>延べ対象児童数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被用者(0歳～3歳未満)</td> <td>14,922人</td> <td>223,830千円</td> </tr> <tr> <td>被用者(3歳以上小学校修了前第1,2子、小学校修了～中学校修了前)</td> <td>57,204人</td> <td>572,040千円</td> </tr> <tr> <td>被用者(3歳以上小学校修了前第3子以降)</td> <td>5,039人</td> <td>75,585千円</td> </tr> <tr> <td>非被用者(3歳以上小学校修了前第1,2子、小学校修了～中学校修了前)</td> <td>9,944人</td> <td>99,440千円</td> </tr> <tr> <td>非被用者(0歳～3歳未満、3歳以上小学校修了前第3子以降)</td> <td>3,683人</td> <td>55,245千円</td> </tr> <tr> <td>特例給付(所得制限)</td> <td>5,583人</td> <td>27,915千円</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>379人</td> <td>3,850千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>96,754人</td> <td>1,057,905千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支給時期 6月・10月・2月</p>	区 分	延べ対象児童数	金 額	被用者(0歳～3歳未満)	14,922人	223,830千円	被用者(3歳以上小学校修了前第1,2子、小学校修了～中学校修了前)	57,204人	572,040千円	被用者(3歳以上小学校修了前第3子以降)	5,039人	75,585千円	非被用者(3歳以上小学校修了前第1,2子、小学校修了～中学校修了前)	9,944人	99,440千円	非被用者(0歳～3歳未満、3歳以上小学校修了前第3子以降)	3,683人	55,245千円	特例給付(所得制限)	5,583人	27,915千円	施設	379人	3,850千円	計	96,754人	1,057,905千円								
区 分	延べ対象児童数	金 額																																		
被用者(0歳～3歳未満)	14,922人	223,830千円																																		
被用者(3歳以上小学校修了前第1,2子、小学校修了～中学校修了前)	57,204人	572,040千円																																		
被用者(3歳以上小学校修了前第3子以降)	5,039人	75,585千円																																		
非被用者(3歳以上小学校修了前第1,2子、小学校修了～中学校修了前)	9,944人	99,440千円																																		
非被用者(0歳～3歳未満、3歳以上小学校修了前第3子以降)	3,683人	55,245千円																																		
特例給付(所得制限)	5,583人	27,915千円																																		
施設	379人	3,850千円																																		
計	96,754人	1,057,905千円																																		
03ひとり親福祉費 5,835千円	<p>●ひとり親福祉費(旧母子福祉費) 母子・父子自立支援員(嘱託員)を配置し、母子・父子家庭や寡婦からの各種相談業務を行う経費。</p> <p>1. ひとり親福祉費 5,835千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員報酬 1人 2,156千円 高等職業訓練促進費 支給件数3件 延月数26月 修了2件 2,069千円 補助職員賃金(就労支援員) 兼務 1人 667千円 																																			

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果																																																																																																																																																		
04保育所費 1,424,838 千円	<p>●保育所費 保育所の全般的な管理運営費用で、人件費（正職員分）、私立保育園の各種負担金補助金が主な経費。</p> <p>●保育所管理費 各保育所の保育士賃金等の人件費、施設修繕、保守管理等の経費。</p> <p>●保育所・教育センター費 各保育所の管理運営費用で、消耗品費、食糧費、光熱水費が主な経費。</p> <p>1. 人件費（給料、職員手当等、共済費） 473,892千円 保育士 職員数 82人（令和2年3月31日現在）</p> <p>2. 保育所事業 917,168千円 (1) 市立保育所の入所状況 (令和2年3月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保 育 所 名</th> <th rowspan="2">利 用 定 員</th> <th rowspan="2">入 所 人 員</th> <th colspan="4">職 員 数</th> <th colspan="2">児 童 数</th> </tr> <tr> <th>正 職</th> <th>嘱 託</th> <th>補 助</th> <th>派 遣</th> <th>標 準 保 育 (長 時 間)</th> <th>延 長 保 育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本田第1保育所</td> <td>150人</td> <td>101人</td> <td>9人</td> <td>0人</td> <td>13人</td> <td>1人</td> <td>12人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>本田第2保育所</td> <td>150人</td> <td>142人</td> <td>10人</td> <td>0人</td> <td>13人</td> <td>2人</td> <td>34人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>別府保育所</td> <td>280人</td> <td>247人</td> <td>19人</td> <td>0人</td> <td>36人</td> <td>4人</td> <td>72人</td> <td>39人</td> </tr> <tr> <td>牛牧第1保育所</td> <td>90人</td> <td>77人</td> <td>6人</td> <td>0人</td> <td>4人</td> <td>1人</td> <td>7人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>牛牧第2保育所</td> <td>220人</td> <td>188人</td> <td>13人</td> <td>0人</td> <td>20人</td> <td>3人</td> <td>51人</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td>西保育・教育センター</td> <td>90人</td> <td>57人</td> <td>5人</td> <td>0人</td> <td>3人</td> <td>1人</td> <td>4人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>中保育・教育センター</td> <td>100人</td> <td>94人</td> <td>8人</td> <td>0人</td> <td>10人</td> <td>1人</td> <td>14人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>南保育・教育センター</td> <td>220人</td> <td>204人</td> <td>12人</td> <td>0人</td> <td>15人</td> <td>3人</td> <td>34人</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,300人</td> <td>1,110人</td> <td>82人</td> <td>0人</td> <td>114人</td> <td>16人</td> <td>228人</td> <td>113人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td colspan="4">212人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・一時預かり保育利用者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 育 所 名</th> <th>延べ利用児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別府保育所</td> <td>805人</td> </tr> <tr> <td>牛牧第2保育所</td> <td>259人</td> </tr> <tr> <td>中保育・教育センター</td> <td>167人</td> </tr> <tr> <td>清流みずほ保育園</td> <td>447人</td> </tr> <tr> <td>清流みずほ認定こども園</td> <td>78人</td> </tr> <tr> <td>ほづみの森こども園</td> <td>213人</td> </tr> <tr> <td>大野クローバー幼稚園</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,989人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・3歳未満児待機者 7人（令和2年1月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助保育士賃金 92名 178,022千円 補助職員賃金(調理員12名・用務員13名) 40,431千円 保育士派遣委託 17名 51,681千円 各保育所の運営費 111,916千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 育 所 名</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本田第1保育所</td> <td>10,128 千円</td> </tr> <tr> <td>本田第2保育所</td> <td>13,031 千円</td> </tr> <tr> <td>別府保育所</td> <td>28,587 千円</td> </tr> <tr> <td>穂積保育所</td> <td>72 千円</td> </tr> <tr> <td>牛牧第1保育所</td> <td>6,997 千円</td> </tr> <tr> <td>牛牧第2保育所</td> <td>19,111 千円</td> </tr> <tr> <td>西保育・教育センター</td> <td>6,476 千円</td> </tr> <tr> <td>中保育・教育センター</td> <td>9,645 千円</td> </tr> <tr> <td>南保育・教育センター</td> <td>17,869 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>111,916 千円</td> </tr> </tbody> </table>	保 育 所 名	利 用 定 員	入 所 人 員	職 員 数				児 童 数		正 職	嘱 託	補 助	派 遣	標 準 保 育 (長 時 間)	延 長 保 育	本田第1保育所	150人	101人	9人	0人	13人	1人	12人	11人	本田第2保育所	150人	142人	10人	0人	13人	2人	34人	16人	別府保育所	280人	247人	19人	0人	36人	4人	72人	39人	牛牧第1保育所	90人	77人	6人	0人	4人	1人	7人	0人	牛牧第2保育所	220人	188人	13人	0人	20人	3人	51人	21人	西保育・教育センター	90人	57人	5人	0人	3人	1人	4人	3人	中保育・教育センター	100人	94人	8人	0人	10人	1人	14人	9人	南保育・教育センター	220人	204人	12人	0人	15人	3人	34人	14人	計	1,300人	1,110人	82人	0人	114人	16人	228人	113人			合計	212人							保 育 所 名	延べ利用児童数	別府保育所	805人	牛牧第2保育所	259人	中保育・教育センター	167人	清流みずほ保育園	447人	清流みずほ認定こども園	78人	ほづみの森こども園	213人	大野クローバー幼稚園	20人	計	1,989人	保 育 所 名	金 額	本田第1保育所	10,128 千円	本田第2保育所	13,031 千円	別府保育所	28,587 千円	穂積保育所	72 千円	牛牧第1保育所	6,997 千円	牛牧第2保育所	19,111 千円	西保育・教育センター	6,476 千円	中保育・教育センター	9,645 千円	南保育・教育センター	17,869 千円	計	111,916 千円
保 育 所 名	利 用 定 員				入 所 人 員	職 員 数				児 童 数																																																																																																																																									
		正 職	嘱 託	補 助		派 遣	標 準 保 育 (長 時 間)	延 長 保 育																																																																																																																																											
本田第1保育所	150人	101人	9人	0人	13人	1人	12人	11人																																																																																																																																											
本田第2保育所	150人	142人	10人	0人	13人	2人	34人	16人																																																																																																																																											
別府保育所	280人	247人	19人	0人	36人	4人	72人	39人																																																																																																																																											
牛牧第1保育所	90人	77人	6人	0人	4人	1人	7人	0人																																																																																																																																											
牛牧第2保育所	220人	188人	13人	0人	20人	3人	51人	21人																																																																																																																																											
西保育・教育センター	90人	57人	5人	0人	3人	1人	4人	3人																																																																																																																																											
中保育・教育センター	100人	94人	8人	0人	10人	1人	14人	9人																																																																																																																																											
南保育・教育センター	220人	204人	12人	0人	15人	3人	34人	14人																																																																																																																																											
計	1,300人	1,110人	82人	0人	114人	16人	228人	113人																																																																																																																																											
		合計	212人																																																																																																																																																
保 育 所 名	延べ利用児童数																																																																																																																																																		
別府保育所	805人																																																																																																																																																		
牛牧第2保育所	259人																																																																																																																																																		
中保育・教育センター	167人																																																																																																																																																		
清流みずほ保育園	447人																																																																																																																																																		
清流みずほ認定こども園	78人																																																																																																																																																		
ほづみの森こども園	213人																																																																																																																																																		
大野クローバー幼稚園	20人																																																																																																																																																		
計	1,989人																																																																																																																																																		
保 育 所 名	金 額																																																																																																																																																		
本田第1保育所	10,128 千円																																																																																																																																																		
本田第2保育所	13,031 千円																																																																																																																																																		
別府保育所	28,587 千円																																																																																																																																																		
穂積保育所	72 千円																																																																																																																																																		
牛牧第1保育所	6,997 千円																																																																																																																																																		
牛牧第2保育所	19,111 千円																																																																																																																																																		
西保育・教育センター	6,476 千円																																																																																																																																																		
中保育・教育センター	9,645 千円																																																																																																																																																		
南保育・教育センター	17,869 千円																																																																																																																																																		
計	111,916 千円																																																																																																																																																		

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果					
	(2) 民間保育所及び広域入所（他市町村の保育所へ入所している）の保育の実施状況 ・施設型給付費負担金 425,963千円					
	区分		施設数	児童数	施設型給付費負担金	
広域入所	私立	保育所	6カ所	4人	3,010千円	
		認定こども園	1号	1カ所	2人	1,437千円
			2・3号	6カ所	7人	9,242千円
		小規模保育所	3カ所	2人	1,941千円	
	事業所内保育	1カ所	6人	7,621千円		
	公立	保育所	1カ所	1人	3,551千円	
認定こども園		3カ所	4人	41千円		
計		21カ所	26人	26,843千円		
※児童数は令和2年3月1日現在						
私立保育所名		定員	利用人員	うち広域受入数	施設型給付費負担金	
清流みずほ保育園		60人	63人	1人	108,481千円	
清流みずほ認定こども園	1号	75人	56人	40人	11,757千円	
	2・3号	155人	135人	28人	77,974千円	
ほづみの森こども園	1号	15人	16人	0人	40,537千円	
	2・3号	75人	69人	1人	64,586千円	
まめっこ保育園		12人	13人	0人	27,096千円	
ニチイキッズ瑞穂		19人	19人	0人	34,754千円	
ちびっこ園。ミズホ		19人	19人	0人	33,935千円	
計		430人	390人	70人	399,120千円	
	・私立保育所補助金				62,106千円	
	補助金名称	金額				
	一時預かり保育事業費補助金	4,975千円				
	延長保育対策費補助金	2,984千円				
	地域子育て支援センター事業費補助金	23,985千円				
	運営費補助金	21,334千円				
	療育支援体制強化事業費補助金	2,756千円				
	保育体制強化事業費補助金	2,400千円				
	低年齢児保育促進事業補助金	2,272千円				
	保育環境改善等事業補助金	1,400千円				
	計	62,106千円				
	・私立保育所施設整備補助金（ほづみの森こども園）				987千円	
	3. 地方創生事業（幼児運動教室）				1,099千円	
	・幼児運動教室業務委託				1,099千円	
	●保育施設整備費 保育施設の整備に必要な工事（防犯カメラ設置工事、穂積保育所既設園舎解体及び仮園舎建設工事、牛牧第1保育所遊戯室天井張替修繕、中保育・教育センター手洗い場設置工事他）を計画どおり施工、施設の質的向上を図った。					
	●芝生緑化事業費 保育所5箇所におけるグラウンド芝生化に伴う補植苗購入等維持管理の経費。					
	4. 施設整備				31,962千円	
	・保育所改修工事設計、嘱託登記委託 等				486千円	
	・保育所施設改修・維持補修工事				31,476千円	
	事業概要	事業費				
	防犯カメラ設置工事	8,733千円				
	瑞穂市立穂積保育所既設園舎解体及び仮園舎建設工事	11,937千円				
	牛牧第1保育所遊戯室天井貼替修繕	2,618千円				
	中保育・教育センター手洗い場設置工事	2,268千円				
	その他	5,920千円				

(款) 10 教育費

1,982,345 千円

(項) 01 教育総務費

265,123 千円

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果																																					
01教育委員会費 1,690 千円	<p>●教育委員会事務費 教育委員4名の報酬、教育長の激励金等交際費、教育長会等の負担金。</p> <p>1. 教育委員会事務費 1,690千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員報酬 4人 1,200千円 ・職員旅費 93千円 ・激励金及び慶弔費 65件 229千円 ・教育委員会連合会負担金 119千円 <p>2. 委員会の活動状況</p> <p>(1) 教育委員会</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>会 議 名</th> <th>回 数</th> <th>付議件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定例会</td> <td>12</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>臨時会</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 議決内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>件 名</th> <th>提出件数</th> <th>可決(件)</th> <th>廃案(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則等</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>0 (取下)</td> </tr> <tr> <td>事件議決</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>専決処分の承認</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告事項</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>意見聴取</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>84</td> <td>84</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 研修・視察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会 	会 議 名	回 数	付議件数	定例会	12	84	臨時会	1	3	件 名	提出件数	可決(件)	廃案(件)	規則等	20	20	0 (取下)	事件議決	27	27	0	専決処分の承認	5	5	0	報告事項	9	9	0	意見聴取	23	23	0	計	84	84	0
会 議 名	回 数	付議件数																																				
定例会	12	84																																				
臨時会	1	3																																				
件 名	提出件数	可決(件)	廃案(件)																																			
規則等	20	20	0 (取下)																																			
事件議決	27	27	0																																			
専決処分の承認	5	5	0																																			
報告事項	9	9	0																																			
意見聴取	23	23	0																																			
計	84	84	0																																			
02事務局費 236,738 千円	<p>●事務局費 教育長、次長を含む教育総務課の人員費等、その他教育総務課の事務に係る旅費、電話料金、郵送料、負担金等。</p> <p>1. 人員費（給料、職員手当等（退職手当を含む）、共済費） 88,589千円 教育総務課 職員数（教育長・次長含む） 7人 （令和2年3月31日現在）</p> <p>2. 事務局費 144,007千円</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会保険料負担分（嘱託員分） 5,944千円 (2) 社会保険料負担分（補助職員分） 18,375千円 (3) 補助職員賃金（8人） 10,583千円 (4) 廃棄物収集委託料 他 2,752千円 (5) 小中学校公衆無線LAN環境整備工事 104,432千円 (6) その他事業費（需用費、役務費、使用料等） 1,741千円 (7) 負担金・補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜地区教育長会分担金 他4件 63千円 ・インフルエンザ予防接種費用補助金（117人） 117千円 <p>●施設営繕等事業費 施設営繕職員の賃金等、その他施設営繕にかかる材料代等。</p> <p>3. 施設営繕等事業費 4,142千円</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助職員賃金（営繕職員2人） 3,810千円 (2) 施設営繕材料費等 332千円 																																					
03ALT事業費 26,695 千円	<p>●ALT事業費 外国語指導助手報酬、外国語指導助手派遣事業委託。</p> <p>1. ALT報酬 3人 10,800千円</p> <p>2. ALT派遣委託 3人 15,893千円</p> <p>3. 活動内容（学校訪問）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小学校（穂2.5、本2、牛2.5、生3、西2、中1、南2 日/週） (2) 中学校（穂5、穂北4.5、巢4.5 日/週） (3) 幼稚園（1～2 日/週） 																																					

(項) 02 学校教育費

149,415 千円

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果																																																																												
01学校教育総務費 149,415 千円	<p>●学校教育費 「一人一人に『生きる力』をはぐくむ指導」「学校の教育目標の具現に徹する学校経営」のため、市内各校の学校経営力強化、教職員の資質向上のための研修、不登校対策、学力向上に取り組むための経費。</p> <p>1. 人件費（給料、職員手当等、共済費） 76,095千円 学校教育課 職員数 8人（令和2年3月31日現在）</p> <p>2. 学校教育一般費 70,064千円</p> <p>(1) 教育相談活動の状況</p> <p>・教育相談員報酬 4人 10,416千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">教 育 相 談</th> <th rowspan="2">適応指導 教室入室</th> </tr> <tr> <th>電話相談等</th> <th>来室相談</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施件数</td> <td>26件</td> <td>33件</td> <td>59件</td> <td>10名</td> </tr> </tbody> </table> <p>44,885千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>人数(人)</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育支援委員</td> <td>2</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>日本語教育指導員</td> <td>4</td> <td>3,375</td> </tr> <tr> <td>理科支援員</td> <td>3</td> <td>2,029</td> </tr> <tr> <td>学校生活支援員</td> <td>42</td> <td>34,875</td> </tr> <tr> <td>学校支援員</td> <td>3</td> <td>2,455</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育連携協議会委員</td> <td>2</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>幼児教育推進事業（臨床心理士）</td> <td>2</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>就学相談員（臨床心理士）</td> <td>1</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>外国人児童生徒支援員</td> <td>8</td> <td>1,635</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 瑞穂市教育推進事業 560千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>発行部数(部)</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みずほのくらし</td> <td>635</td> <td>493</td> </tr> <tr> <td>学校教育計画書</td> <td>40</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 教育委員会だより発行 87千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>発行部数(部)</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みずほの教育</td> <td>1,800</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>教育要覧</td> <td>160</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) バス借上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動選手派遣 10件 1,144千円 ・MSサミット 1件 57千円 <p>(5) 補助事業 1,266千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>件数(件)</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学級補助金</td> <td>10</td> <td>692</td> </tr> <tr> <td>選手派遣補助金</td> <td>7</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>学校保健会補助金</td> <td>1</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>岐阜朝鮮学園補助金</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 扶助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みずほ桜入学祝い金 10件 550千円 <p>(7) 主な事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員検診手数料 2,369千円 ・児童生徒採血検査手数料 2,382千円 ・英検IBA活用事業業務委託料 761千円 ・食育プロジェクト業務委託料 2,365千円 	区 分	教 育 相 談			適応指導 教室入室	電話相談等	来室相談	計	実施件数	26件	33件	59件	10名	名 称	人数(人)	金額(千円)	教育支援委員	2	18	日本語教育指導員	4	3,375	理科支援員	3	2,029	学校生活支援員	42	34,875	学校支援員	3	2,455	特別支援教育連携協議会委員	2	18	幼児教育推進事業（臨床心理士）	2	300	就学相談員（臨床心理士）	1	180	外国人児童生徒支援員	8	1,635	名 称	発行部数(部)	金額(千円)	みずほのくらし	635	493	学校教育計画書	40	67	名 称	発行部数(部)	金額(千円)	みずほの教育	1,800	11	教育要覧	160	76	名 称	件数(件)	金額(千円)	特別支援学級補助金	10	692	選手派遣補助金	7	204	学校保健会補助金	1	350	岐阜朝鮮学園補助金	1	20
区 分	教 育 相 談			適応指導 教室入室																																																																									
	電話相談等	来室相談	計																																																																										
実施件数	26件	33件	59件	10名																																																																									
名 称	人数(人)	金額(千円)																																																																											
教育支援委員	2	18																																																																											
日本語教育指導員	4	3,375																																																																											
理科支援員	3	2,029																																																																											
学校生活支援員	42	34,875																																																																											
学校支援員	3	2,455																																																																											
特別支援教育連携協議会委員	2	18																																																																											
幼児教育推進事業（臨床心理士）	2	300																																																																											
就学相談員（臨床心理士）	1	180																																																																											
外国人児童生徒支援員	8	1,635																																																																											
名 称	発行部数(部)	金額(千円)																																																																											
みずほのくらし	635	493																																																																											
学校教育計画書	40	67																																																																											
名 称	発行部数(部)	金額(千円)																																																																											
みずほの教育	1,800	11																																																																											
教育要覧	160	76																																																																											
名 称	件数(件)	金額(千円)																																																																											
特別支援学級補助金	10	692																																																																											
選手派遣補助金	7	204																																																																											
学校保健会補助金	1	350																																																																											
岐阜朝鮮学園補助金	1	20																																																																											

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果												
	<p>●教育支援センター事業費 適応指導教室（アジサイ教室）の運営。教職員研修の実施。</p> <p>●教育支援センター施設管理費 教育支援センター施設維持管理のための施設修繕、保守管理等の経費。</p> <p>3. 教育支援センター 2,105千円</p> <p>(1) 講師謝礼 40千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>人数(人)</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教職員研修講師等</td> <td>5</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 事業費（需用費、役務費、使用料等） 692千円</p> <p>(3) 施設管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道光熱費 839千円 ・電気設備保守管理委託、消防設備保守管理委託 他 536千円 <p>(4) 利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用件数(人)</th> <th>稼働率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール・大会議室・小会議室</td> <td>5,563</td> <td>53.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3/3～感染症予防により利用中止)</p> <p>●子どもの権利条例制定事業費 子どもの権利に関する研修費。</p> <p>4. 子どもの権利条例制定事業費 2千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修費（研修資料費） 2千円 <p>●清流の国ぎふふるさと魅力体験事業費 清流の国ぎふ ふるさと岐阜（瑞穂）への誇りと愛着を強くもち、心豊かでたくましい子供を育み、教育の一層の推進を図る事業。</p> <p>5. 清流の国ぎふふるさと魅力体験事業費 1,149千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穂積北中学校、巣南中学校、穂積小学校バス借上 897千円 (各年3校を実施) 	名 称	人数(人)	金額(千円)	教職員研修講師等	5	40	区 分	利用件数(人)	稼働率(%)	ホール・大会議室・小会議室	5,563	53.9%
名 称	人数(人)	金額(千円)											
教職員研修講師等	5	40											
区 分	利用件数(人)	稼働率(%)											
ホール・大会議室・小会議室	5,563	53.9%											

(項) 03 小学校費

330,415 千円

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果																																													
01学校管理費 223,979 千円	<p>1. 小学校管理運営費 113,278千円</p> <p>(1) 児童数、学級数の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>児童数</th> <th>学級数</th> <th>職員数</th> <th>管理運営費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>穂積小学校</td> <td>812</td> <td>29</td> <td>48</td> <td>17,224</td> </tr> <tr> <td>本田小学校</td> <td>516</td> <td>19</td> <td>33</td> <td>10,287</td> </tr> <tr> <td>牛牧小学校</td> <td>764</td> <td>25</td> <td>39</td> <td>14,810</td> </tr> <tr> <td>生津小学校</td> <td>441</td> <td>18</td> <td>32</td> <td>10,363</td> </tr> <tr> <td>西小学校</td> <td>249</td> <td>12</td> <td>21</td> <td>8,560</td> </tr> <tr> <td>中小学校</td> <td>175</td> <td>7</td> <td>14</td> <td>6,316</td> </tr> <tr> <td>南小学校</td> <td>561</td> <td>21</td> <td>31</td> <td>11,321</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,518</td> <td>131</td> <td>218</td> <td>78,881</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年5月1日現在（学校基本調査）</p> <p>(2) 補助職員（校務員、図書整理員、給食配膳員）18名 20,623千円</p> <p>(3) 全体備品、検査手数料 等 13,774千円</p> <p>2. 小学校施設管理費 48,697千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽清掃手数料 他 7,557千円 ・浄化槽等保守管理委託、防犯設備保守管理委託 他 25,101千円 ・土地借上料、AED借上料、OA機器借上料 16,038千円 	学 校 名	児童数	学級数	職員数	管理運営費(千円)	穂積小学校	812	29	48	17,224	本田小学校	516	19	33	10,287	牛牧小学校	764	25	39	14,810	生津小学校	441	18	32	10,363	西小学校	249	12	21	8,560	中小学校	175	7	14	6,316	南小学校	561	21	31	11,321	計	3,518	131	218	78,881
学 校 名	児童数	学級数	職員数	管理運営費(千円)																																										
穂積小学校	812	29	48	17,224																																										
本田小学校	516	19	33	10,287																																										
牛牧小学校	764	25	39	14,810																																										
生津小学校	441	18	32	10,363																																										
西小学校	249	12	21	8,560																																										
中小学校	175	7	14	6,316																																										
南小学校	561	21	31	11,321																																										
計	3,518	131	218	78,881																																										

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果															
	3. 小学校施設整備費 60,921千円 ・施設整備の状況 59,403千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 概 要</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防犯カメラ設置工事</td> <td>13,059</td> </tr> <tr> <td>牛牧小学校立入防止柵設置工事</td> <td>13,913</td> </tr> <tr> <td>生津小学校立入防止柵設置工事</td> <td>6,879</td> </tr> <tr> <td>南小学校屋内運動場トイレ改修工事</td> <td>2,065</td> </tr> <tr> <td>その他工事</td> <td>23,487</td> </tr> </tbody> </table>	事 業 概 要	事業費(千円)	防犯カメラ設置工事	13,059	牛牧小学校立入防止柵設置工事	13,913	生津小学校立入防止柵設置工事	6,879	南小学校屋内運動場トイレ改修工事	2,065	その他工事	23,487			
事 業 概 要	事業費(千円)															
防犯カメラ設置工事	13,059															
牛牧小学校立入防止柵設置工事	13,913															
生津小学校立入防止柵設置工事	6,879															
南小学校屋内運動場トイレ改修工事	2,065															
その他工事	23,487															
	●小学校芝生緑化事業費 小学校4校におけるグラウンド芝生化に伴う補植苗購入等維持管理の経費。															
	4. 小学校芝生緑化事業費 1,083千円 ・芝生ポット苗購入他 478千円 ・農土工用器具 605千円															
02教育振興費 106,436千円	1. 教材備品の充実 34,323千円 ・図書、教育用備品 5,724千円 ・教材、消耗品等 28,599千円															
	2. 要保護・準要保護児童等援助費 7,705千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>児童数(人)</th> <th>扶助費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要保護・準要保護児童援助費(学用品等)</td> <td>87</td> <td>2,316</td> </tr> <tr> <td>要保護・準要保護児童援助費(給食費)</td> <td>87</td> <td>3,770</td> </tr> <tr> <td>特別支援学級就学奨励費</td> <td>49</td> <td>1,584</td> </tr> <tr> <td>結核精密検査扶助</td> <td>5</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> (児童数:令和2年3月31日現在)	項 目	児童数(人)	扶助費(千円)	要保護・準要保護児童援助費(学用品等)	87	2,316	要保護・準要保護児童援助費(給食費)	87	3,770	特別支援学級就学奨励費	49	1,584	結核精密検査扶助	5	35
項 目	児童数(人)	扶助費(千円)														
要保護・準要保護児童援助費(学用品等)	87	2,316														
要保護・準要保護児童援助費(給食費)	87	3,770														
特別支援学級就学奨励費	49	1,584														
結核精密検査扶助	5	35														
	●小学校ICT教育推進事業費 指導力の向上と情報活用能力の育成におけるICT機器の整備。															
	3. ICT教育推進費事業費 62,397千円 ・電子黒板(62台)、デスクトップパソコン(62台)、ソフトウェア他															

(項) 04 中学校費 124,604千円

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果																									
01学校管理費 98,707千円	1. 人件費(給料、職員手当等、共済費) 4,439千円 職員数 1人(令和2年3月31日現在)																									
	2. 中学校管理運営費 57,122千円 (1) 生徒数、学級数の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>生徒数</th> <th>学級数</th> <th>職員数</th> <th>管理運営費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>穂積中学校</td> <td>728</td> <td>22</td> <td>44</td> <td>18,646</td> </tr> <tr> <td>穂積北中学校</td> <td>415</td> <td>14</td> <td>27</td> <td>12,097</td> </tr> <tr> <td>巢南中学校</td> <td>483</td> <td>16</td> <td>37</td> <td>14,351</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,626</td> <td>52</td> <td>108</td> <td>45,094</td> </tr> </tbody> </table> 令和元年5月1日現在(学校基本調査)	学 校 名	生徒数	学級数	職員数	管理運営費(千円)	穂積中学校	728	22	44	18,646	穂積北中学校	415	14	27	12,097	巢南中学校	483	16	37	14,351	計	1,626	52	108	45,094
学 校 名	生徒数	学級数	職員数	管理運営費(千円)																						
穂積中学校	728	22	44	18,646																						
穂積北中学校	415	14	27	12,097																						
巢南中学校	483	16	37	14,351																						
計	1,626	52	108	45,094																						
	(2) 補助職員(校務員、図書整理員)5人 5,771千円																									
	(3) 全体備品、検査手数料等 6,257千円																									
	3. 中学校施設管理費 20,524千円 ・浄化槽清掃手数料他 3,508千円 ・浄化槽等保守管理委託、防犯設備保守管理委託他 12,910千円 ・土地借上料、AED借上料、OA機器借上料 4,106千円																									

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果															
	4. 中学校施設整備費 16,622千円 ・施設整備の状況 16,358千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 概 要</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>穂積北中学校屋外トイレ改修工事</td> <td>4,763</td> </tr> <tr> <td>防犯カメラ設置工事</td> <td>1,733</td> </tr> <tr> <td>穂積中学校体育館照明取替工事</td> <td>1,529</td> </tr> <tr> <td>穂積北中学校体育館照明取替工事</td> <td>1,455</td> </tr> <tr> <td>その他工事</td> <td>6,878</td> </tr> </tbody> </table>	事 業 概 要	事業費(千円)	穂積北中学校屋外トイレ改修工事	4,763	防犯カメラ設置工事	1,733	穂積中学校体育館照明取替工事	1,529	穂積北中学校体育館照明取替工事	1,455	その他工事	6,878			
事 業 概 要	事業費(千円)															
穂積北中学校屋外トイレ改修工事	4,763															
防犯カメラ設置工事	1,733															
穂積中学校体育館照明取替工事	1,529															
穂積北中学校体育館照明取替工事	1,455															
その他工事	6,878															
02教育振興費 25,897千円	1. 教材備品の充実 16,138千円 ・図書、教育用備品 6,825千円 ・教材、消耗品等 9,313千円 2. 要保護・準要保護生徒等援助費 6,571千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>生徒数(人)</th> <th>扶助費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要保護・準要保護児童援助費(学用品等)</td> <td>51</td> <td>3,070</td> </tr> <tr> <td>要保護・準要保護児童援助費(給食費)</td> <td>51</td> <td>2,312</td> </tr> <tr> <td>特別支援学級就学奨励費</td> <td>23</td> <td>1,171</td> </tr> <tr> <td>結核精密検査扶助</td> <td>3</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> (生徒数:令和2年3月31日現在) ●中学校ICT教育推進事業費 指導力の向上と情報活用能力の育成におけるICT機器の整備。 3. ICT教育推進事業費 2,215千円 ・デジタル教科書	項 目	生徒数(人)	扶助費(千円)	要保護・準要保護児童援助費(学用品等)	51	3,070	要保護・準要保護児童援助費(給食費)	51	2,312	特別支援学級就学奨励費	23	1,171	結核精密検査扶助	3	18
項 目	生徒数(人)	扶助費(千円)														
要保護・準要保護児童援助費(学用品等)	51	3,070														
要保護・準要保護児童援助費(給食費)	51	2,312														
特別支援学級就学奨励費	23	1,171														
結核精密検査扶助	3	18														

(項) 05 幼稚園費 272,453千円

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果								
01幼稚園管理費 270,100千円	1. 人件費(給料、職員手当等、共済費) 64,207千円 職員数 12人(令和2年3月31日現在)								
	2. 幼稚園管理運営費 37,887千円 (1) 園児数、学級数の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>幼稚園名</th> <th>園児数</th> <th>学級数</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 立 ほづみ幼稚園</td> <td>245</td> <td>10</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> 令和元年5月1日現在(学校基本調査) (2) 主な管理運営費 ・報酬(幼稚園長事務嘱託員、園医、園歯科医及び園薬剤師) 4,366千円 ・補助職員賃金(行政事務1人、教諭10人、養護教諭1人) 25,473千円 ・水道光熱費 2,150千円 ・公用車燃料費 611千円 ・物品・施設修繕費 541千円 ・幼稚園教育研究会等負担金 155千円 ・備品購入費 1,162千円 ・その他事業費(需用費、役務費、使用料等) 3,428千円	幼稚園名	園児数	学級数	職員数	公 立 ほづみ幼稚園	245	10	25
幼稚園名	園児数	学級数	職員数						
公 立 ほづみ幼稚園	245	10	25						
	3. 幼稚園施設管理費 7,432千円 ・浄化槽手数料 他 293千円 ・植栽管理委託 他 7,139千円								
	4. 幼稚園施設整備費 79,042千円 ・ほづみ幼稚園外壁等改修工事 他 75,518千円 ・ほづみ幼稚園外壁等改修工事監理業務委託 3,135千円								

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果
	<p>●私立幼稚園就園奨励費 私立幼稚園就園奨励費(私立幼稚園に在園している市内に住所を有する園児の保護者負担軽減)。</p> <p>5. 私立幼稚園就園奨励事業 81,009千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園就園奨励費負担金 20幼稚園 58,707千円 ・私立幼稚園就園奨励費補助金 18幼稚園 対象者 351人 22,302千円
02幼稚園振興費 2,353千円	<p>1. 各種教育用品消耗品等 2,235千円</p> <p>2. 図書等備品購入費 118千円</p>

(項) 06 社会教育費

521,784千円

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果																														
01社会教育総務費 87,807千円	<p>●社会教育総務費 社会教育推進員報酬の支給や各種生涯学習団体への補助金の交付。</p> <p>1. 人件費(給料、職員手当等、共済費) 70,944千円 生涯学習課 職員数 9人(令和2年3月31日現在)</p> <p>2. 社会教育総務一般費 15,937千円</p> <p>(1) 各種委員活動 7,237千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育推進員 122人 ・社会教育委員 7人(年3回開催) <p>(2) 高齢者人材活用事業 17人 218千円</p> <p>(3) 各種団体補助金 7,556千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化協会(51団体) 6,790千円 瑞穂市美術展 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>開催日</th> <th>入選等数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">出 展</td> <td>一般の部</td> <td>11/1~11/4 100</td> </tr> <tr> <td>少年の部</td> <td>11/1~11/4 990</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・瑞穂女性の会(700人) 843千円 <p>3. 成人式 926千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人者数 726人 ・成人式出席者数 454人 出席率 62.5% 	区 分	開催日	入選等数	出 展	一般の部	11/1~11/4 100	少年の部	11/1~11/4 990																						
区 分	開催日	入選等数																													
出 展	一般の部	11/1~11/4 100																													
	少年の部	11/1~11/4 990																													
02生涯学習振興費 28,263千円	<p>●生涯学習事業費 自主事業として開催。市民が身近に芸術文化にふれる場を提供するために予算を適正に執行。</p> <p>1. 生涯学習事業 5,497千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>開催日</th> <th>入場者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ネオクラシックコンサート</td> <td>令和元年12月15日</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>みずほ演劇祭</td> <td>令和2年1月18日~2月9日</td> <td>1,229</td> </tr> </tbody> </table> <p>●地域コミュニティ活動費 校区活動について地域に根ざした活動になるように努め、活動の自主運営となりうる体制の構築にも努めるために予算を適正に執行。</p> <p>2. 地域コミュニティ活動事業 10,438千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>事業内容</th> <th>事業補助金(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生津自治会連合会</td> <td>いきいきウォーク</td> <td>1,338</td> </tr> <tr> <td>本田校区いきいき活動委員会</td> <td>夏祭り いきいきウォーク</td> <td>1,739</td> </tr> <tr> <td>穂積小校区わくわく活動委員会</td> <td>桜ウォーク 親子わくわく広場</td> <td>1,940</td> </tr> <tr> <td>牛牧友愛会</td> <td>夏祭り、リバーサイドフェスタ</td> <td>2,206</td> </tr> <tr> <td>巢南中学校校区活動委員会</td> <td>夏祭り、スポーツフェスティバル</td> <td>2,385</td> </tr> <tr> <td>Link-upみずほ</td> <td>各種スポーツ教室開講</td> <td>830</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	開催日	入場者数(人)	ネオクラシックコンサート	令和元年12月15日	411	みずほ演劇祭	令和2年1月18日~2月9日	1,229	団体名	事業内容	事業補助金(千円)	生津自治会連合会	いきいきウォーク	1,338	本田校区いきいき活動委員会	夏祭り いきいきウォーク	1,739	穂積小校区わくわく活動委員会	桜ウォーク 親子わくわく広場	1,940	牛牧友愛会	夏祭り、リバーサイドフェスタ	2,206	巢南中学校校区活動委員会	夏祭り、スポーツフェスティバル	2,385	Link-upみずほ	各種スポーツ教室開講	830
事業名	開催日	入場者数(人)																													
ネオクラシックコンサート	令和元年12月15日	411																													
みずほ演劇祭	令和2年1月18日~2月9日	1,229																													
団体名	事業内容	事業補助金(千円)																													
生津自治会連合会	いきいきウォーク	1,338																													
本田校区いきいき活動委員会	夏祭り いきいきウォーク	1,739																													
穂積小校区わくわく活動委員会	桜ウォーク 親子わくわく広場	1,940																													
牛牧友愛会	夏祭り、リバーサイドフェスタ	2,206																													
巢南中学校校区活動委員会	夏祭り、スポーツフェスティバル	2,385																													
Link-upみずほ	各種スポーツ教室開講	830																													

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果						
	<p>●青少年健全育成費 総会（少年の主張市大会）を主催事業の柱として市民の青少年健全育成に対する意識の高揚。また三部会（年2回実施）の推進により、家庭、学校、地域及び各種団体の連携強化。</p>						
	3. 青少年健全育成事業			6,788千円			
	・青少年育成推進員（10人）報酬		642千円				
	・各種団体補助金	PTA連合会（各小中、幼稚園）	485千円				
		少年リーダー（36人）	580千円				
		子ども会（75団体）	2,482千円				
	・青少年育成市民会議総会参加者数 6月475人、3月 中止						
	<p>●瑞穂大学費 高齢者や女性の生涯学習の場所を提供し社会的交流及び社会活動を促進。</p>						
	4. 瑞穂大学			1,946千円			
	区分	在籍者数(人)	内 容	参加者等数(人)			
	女性学部	309	年間16回講座（合同閉講式 中止）	平均参加者 154			
			社会見学（飛騨高山・白川郷見学）	83			
			修了者	120			
			精勤者	40			
			10年表彰	4			
			15年表彰	0			
			20年表彰	3			
	寿学部	613	年間16回講座（合同閉講式 中止）	平均参加者 238			
			社会見学（飛騨高山・白川郷見学）	135			
			修了者	164			
			精勤者	45			
			10年表彰	2			
			15年表彰	4			
			20年表彰	1			
	脳力活性学部	33	年間21回（中小学校で開催）	33			
			社会見学（飛騨高山・白川郷見学）	11			
	<p>●瑞穂総合クラブ費 子どもたちが地域先生（有償ボランティア）の方々とともにスポーツや文化活動をする機会を設けるために適正に予算を執行。</p>						
	5. 瑞穂総合クラブ			1,550千円			
	講座数	34講座	延べ受講者	1,231人			
	<p>●子育てふれあい事業費 家庭教育支援を社会全体で行う必要性が高まっているなか、多くの子育て世代の親が集まり学習する機会を設けるために教室等を開催。</p>						
	6. 子育てふれあい事業			724千円			
	・家庭教育学級						
		ほづみ幼稚園	穂積小	本田小	牛牧小	生津小	南小
	活動回数	7	8	6	5	8	4
		中小	西小	巢南中	別府保	本田第1保	本田第2保
	活動回数	7	5	4	3	3	5
		牛牧第1保	牛牧第2保	南保セ	中保セ	西保セ	
	活動回数	2	3	4	3	5	
	・パパママくらぶ						
	開 催 数	年間17回	延べ参加者数	293 人			

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果																								
	<p>●読書推進事業費 赤ちゃんとその保護者が、本を通して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、10か月相談時に読み聞かせを実施。第二次瑞穂市子どもの読書活動推進計画（H29～33）を策定。</p> <p>7. 読書推進事業 1,320千円</p> <p>読み聞かせの実施：22回506人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動推進協議会委員報酬 60千円 ・読み聞かせボランティア報償（12人） 150千円 ・読み聞かせ用ブック等 1,106千円 																								
03文化財保護費 7,417千円	<p>●文化財保護費 市内の文化財の保護や文化の保護を行っている団体に補助金を交付。</p> <p>1. 文化財保護一般 7,417千円</p> <p>(1) 文化財保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会 委員数 10人 60千円 ・郷土歴史研究指導員報酬 2,546千円 ・文化財管理謝礼 30人 738千円 ・企画展リーフレット印刷等 163千円 ・郷土資料展示品簡易複製委託料 33千円 <p>(2) 団体補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美江寺観世音猩猩々ばやし保存会 49千円 ・和宮遺跡保存会（例祭年2回） 485千円 ・宮田雅楽五音社 219千円 <p>(3) 市史編纂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市史編纂委員報酬 30千円 ・市史監修者報酬 75千円 ・郷土歴史研究指導員報酬 2,546千円 ・市史執筆業務委託料 114千円 																								
04公民館費 69,147千円	<p>●市民センター管理費 ●巢南公民館管理費 登録団体に施設の貸出を行い生涯学習の場所を提供。また地域コミュニティや市の事業の施設として利用できるよう各公民館を管理。</p> <p>1. 公民館管理事業 67,685千円</p> <p>(1) 利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用件数(件)</th> <th>利用者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館（穂積）</td> <td>3,165</td> <td>43,862</td> </tr> <tr> <td>公民館（巢南）</td> <td>2,303</td> <td>52,731</td> </tr> <tr> <td>体育施設</td> <td>2,716</td> <td>41,065</td> </tr> <tr> <td>サーキット</td> <td>—</td> <td>4,252</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 主な管理経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 10,181千円 ・燃料費 2,751千円 ・清掃委託、消防設備、空調設備保守委託等 11,083千円 ・施設窓口業務委託 33,779千円 ・防犯カメラ設置工事（市民センター分） 875千円 ・防犯カメラ設置工事（巢南公民館分） 784千円 ・市セ 第2会議室天井雨漏り補修工事設計業務 484千円 ・市セ アスベスト分析調査業務委託 49千円 ・その他施設修繕 2,701千円 <p>●公民館事業費 公民館等の施設を利用して市民へ生涯学習の場所を提供。</p> <p>2. 公民館活動事業 1,462千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講座名</th> <th>延べ受講者数(人)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フュージング体験教室</td> <td>236</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民自主講座</td> <td>368</td> <td>22講座</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理委託料 1,255千円 	区 分	利用件数(件)	利用者数(人)	公民館（穂積）	3,165	43,862	公民館（巢南）	2,303	52,731	体育施設	2,716	41,065	サーキット	—	4,252	講座名	延べ受講者数(人)	備考	フュージング体験教室	236		市民自主講座	368	22講座
区 分	利用件数(件)	利用者数(人)																							
公民館（穂積）	3,165	43,862																							
公民館（巢南）	2,303	52,731																							
体育施設	2,716	41,065																							
サーキット	—	4,252																							
講座名	延べ受講者数(人)	備考																							
フュージング体験教室	236																								
市民自主講座	368	22講座																							

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果																																																			
05図書館費 139,711 千円	<p>●図書館事業費 図書館資料（図書・AV資料・雑誌・新聞等）の購入や図書館事業の運営等にかかる事業費。</p> <p>●本館施設管理費 図書館本館の施設管理費。</p> <p>●分館施設管理費 図書館分館が入る西部複合センターの施設管理費。</p> <p>1. 人件費（給料、職員手当等、共済費） 22,180千円 図書館 職員数 3人（令和2年3月31日現在）</p> <p>2. 図書館事業 117,191千円</p> <p>(1) 利用状況 【開館日数 本館281日・分館257日】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">本 館</th> <th colspan="2">分 館</th> </tr> <tr> <th>平成31年度</th> <th>1日当たり</th> <th>平成31年度</th> <th>1日当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入館者数</td> <td>133,763 人</td> <td>476 人</td> <td>65,909 人</td> <td>256 人</td> </tr> <tr> <td>貸出者数</td> <td>57,197 人</td> <td>203 人</td> <td>25,669 人</td> <td>99 人</td> </tr> <tr> <td>貸出点数</td> <td>255,219 点</td> <td>908 点</td> <td>142,390 点</td> <td>554 点</td> </tr> <tr> <td>登録者数(累計)</td> <td>43,511 人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターネット予約件数</td> <td>7,188 件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相互貸借件数</td> <td>1,275 件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 蔵書の状況 (単位：冊)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本 館</th> <th>分 館</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購入数</td> <td>4,973</td> <td>2,303</td> <td>7,276</td> </tr> <tr> <td>蔵書冊数</td> <td>197,962</td> <td>67,046</td> <td>265,008</td> </tr> </tbody> </table> <p>(雑誌・視聴覚除く)</p> <p>(3) 主な管理経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館嘱託員報酬 2人 3,821千円 ・図書館員賃金 補助職員1号10人、2号5人 23,044千円 ・水道光熱費（本館） …電気・ガス・上水道 6,054千円 ・水道光熱費（分館） …電気・ガス・上下水道 2,865千円 ・施設保守及び業務管理委託（本館） 9,005千円 ・施設保守及び業務管理委託（分館） 5,726千円 ・図書館システム機器保守管理委託（両館） 2,984千円 ・図書整理業務委託 1,208千円 ・図書等資料購入(雑誌除く) 13,384千円 ・新聞雑誌等購入 2,728千円 ・浄化槽清掃手数料 1,217千円 ・図書館本館照明LED工事（1期分） 10,931千円 ・図書館情報システム機器更新 26,950千円 	区 分	本 館		分 館		平成31年度	1日当たり	平成31年度	1日当たり	入館者数	133,763 人	476 人	65,909 人	256 人	貸出者数	57,197 人	203 人	25,669 人	99 人	貸出点数	255,219 点	908 点	142,390 点	554 点	登録者数(累計)	43,511 人				インターネット予約件数	7,188 件				相互貸借件数	1,275 件					本 館	分 館	合 計	購入数	4,973	2,303	7,276	蔵書冊数	197,962	67,046	265,008
区 分	本 館		分 館																																																	
	平成31年度	1日当たり	平成31年度	1日当たり																																																
入館者数	133,763 人	476 人	65,909 人	256 人																																																
貸出者数	57,197 人	203 人	25,669 人	99 人																																																
貸出点数	255,219 点	908 点	142,390 点	554 点																																																
登録者数(累計)	43,511 人																																																			
インターネット予約件数	7,188 件																																																			
相互貸借件数	1,275 件																																																			
	本 館	分 館	合 計																																																	
購入数	4,973	2,303	7,276																																																	
蔵書冊数	197,962	67,046	265,008																																																	

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果																																																																																										
	<p>3. 図書館企画事業 340千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事 業 名</th> <th style="width: 20%;">開 催 日</th> <th style="width: 20%;">参加者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>本DEビンゴ・絵本DEビンゴ</td><td>4/13(土)～5/12(日)</td><td>144</td></tr> <tr><td>子どもの本のリサイクルフェア</td><td>5/2(木)～6(月)</td><td>157</td></tr> <tr><td>子どもの日のおはなし会</td><td>5/4(土)</td><td>15</td></tr> <tr><td>赤ちゃんとわらべうたであそぼう</td><td>5/21. 8/20. 11/19. 2/18</td><td>146</td></tr> <tr><td>「生物多様性」県内公共図書館共通展示</td><td>5/22(水)～6/19(水)</td><td></td></tr> <tr><td>かきりん星に本と願いを</td><td>6/29(土)～7/30(火)</td><td></td></tr> <tr><td>ピアネホン</td><td>7/7(日)</td><td>80</td></tr> <tr><td>おもしろサイエンス教室</td><td>7/1(月)、8/7(水)</td><td>78</td></tr> <tr><td>夏のおはなし会</td><td>7/20(土)</td><td>31</td></tr> <tr><td>なるほど地図教室</td><td>7/26(金)</td><td>19</td></tr> <tr><td>やさいのスタンプで図書館バッグをつくろう</td><td>8/1(木)</td><td>20</td></tr> <tr><td>朗読劇「おこんじょうり」</td><td>7/28(日)、8/25(日)</td><td>208</td></tr> <tr><td>かきりんといしょに本の木を育てよう</td><td>10/2(水)～11/27(水)</td><td>474</td></tr> <tr><td>図書館落語会</td><td>10/6(日)</td><td>62</td></tr> <tr><td>ハロウィン・バルーンアートパフォーマンス</td><td>10/14(月)</td><td>75</td></tr> <tr><td>バルーンワークショップ</td><td>11/10(日)</td><td>16</td></tr> <tr><td>スタンプラリー「清流の国ぎふの図書館をめぐる」</td><td>10/27(日)～11/27(水)</td><td></td></tr> <tr><td>企画展「瑞穂の宝ものPart2」文化財に楽しみ、未来に伝える</td><td>11/1(金)～30(土)</td><td></td></tr> <tr><td>おとなの本のリサイクルフェア</td><td>11/2(土)～3(日)</td><td>361</td></tr> <tr><td>みんなの夢教えて</td><td>11/12(火)～24(日)</td><td>250</td></tr> <tr><td>企画展講演会「仏像の見方と魅力」</td><td>11/23(土)</td><td>35</td></tr> <tr><td>始まりの一行で本を選んでみませんか</td><td>12/7(土)～</td><td>30</td></tr> <tr><td>ハンドベルクリスマスコンサート</td><td>12/8(日)</td><td>105</td></tr> <tr><td>おみくじ福袋</td><td>1/5(日)</td><td>130</td></tr> <tr><td>RDDin岐阜「難病図書」フェア企画展示</td><td>2/1(土)～3/1(日)</td><td></td></tr> <tr><td>手づくり御朱印帳</td><td>2/23(日)</td><td>12</td></tr> <tr><td>声を出して一緒に本を読みましょう</td><td>毎月第4火曜日</td><td>50</td></tr> <tr><td>映画鑑賞会</td><td>毎月第3土曜日</td><td>135</td></tr> <tr><td>おはなしの会・ストーリーテリング・おはなし会スペシャル</td><td>毎週土曜日、第2・4火曜日、第3・4金曜日</td><td>2,112</td></tr> </tbody> </table>	事 業 名	開 催 日	参加者数(人)	本DEビンゴ・絵本DEビンゴ	4/13(土)～5/12(日)	144	子どもの本のリサイクルフェア	5/2(木)～6(月)	157	子どもの日のおはなし会	5/4(土)	15	赤ちゃんとわらべうたであそぼう	5/21. 8/20. 11/19. 2/18	146	「生物多様性」県内公共図書館共通展示	5/22(水)～6/19(水)		かきりん星に本と願いを	6/29(土)～7/30(火)		ピアネホン	7/7(日)	80	おもしろサイエンス教室	7/1(月)、8/7(水)	78	夏のおはなし会	7/20(土)	31	なるほど地図教室	7/26(金)	19	やさいのスタンプで図書館バッグをつくろう	8/1(木)	20	朗読劇「おこんじょうり」	7/28(日)、8/25(日)	208	かきりんといしょに本の木を育てよう	10/2(水)～11/27(水)	474	図書館落語会	10/6(日)	62	ハロウィン・バルーンアートパフォーマンス	10/14(月)	75	バルーンワークショップ	11/10(日)	16	スタンプラリー「清流の国ぎふの図書館をめぐる」	10/27(日)～11/27(水)		企画展「瑞穂の宝ものPart2」文化財に楽しみ、未来に伝える	11/1(金)～30(土)		おとなの本のリサイクルフェア	11/2(土)～3(日)	361	みんなの夢教えて	11/12(火)～24(日)	250	企画展講演会「仏像の見方と魅力」	11/23(土)	35	始まりの一行で本を選んでみませんか	12/7(土)～	30	ハンドベルクリスマスコンサート	12/8(日)	105	おみくじ福袋	1/5(日)	130	RDDin岐阜「難病図書」フェア企画展示	2/1(土)～3/1(日)		手づくり御朱印帳	2/23(日)	12	声を出して一緒に本を読みましょう	毎月第4火曜日	50	映画鑑賞会	毎月第3土曜日	135	おはなしの会・ストーリーテリング・おはなし会スペシャル	毎週土曜日、第2・4火曜日、第3・4金曜日	2,112
事 業 名	開 催 日	参加者数(人)																																																																																									
本DEビンゴ・絵本DEビンゴ	4/13(土)～5/12(日)	144																																																																																									
子どもの本のリサイクルフェア	5/2(木)～6(月)	157																																																																																									
子どもの日のおはなし会	5/4(土)	15																																																																																									
赤ちゃんとわらべうたであそぼう	5/21. 8/20. 11/19. 2/18	146																																																																																									
「生物多様性」県内公共図書館共通展示	5/22(水)～6/19(水)																																																																																										
かきりん星に本と願いを	6/29(土)～7/30(火)																																																																																										
ピアネホン	7/7(日)	80																																																																																									
おもしろサイエンス教室	7/1(月)、8/7(水)	78																																																																																									
夏のおはなし会	7/20(土)	31																																																																																									
なるほど地図教室	7/26(金)	19																																																																																									
やさいのスタンプで図書館バッグをつくろう	8/1(木)	20																																																																																									
朗読劇「おこんじょうり」	7/28(日)、8/25(日)	208																																																																																									
かきりんといしょに本の木を育てよう	10/2(水)～11/27(水)	474																																																																																									
図書館落語会	10/6(日)	62																																																																																									
ハロウィン・バルーンアートパフォーマンス	10/14(月)	75																																																																																									
バルーンワークショップ	11/10(日)	16																																																																																									
スタンプラリー「清流の国ぎふの図書館をめぐる」	10/27(日)～11/27(水)																																																																																										
企画展「瑞穂の宝ものPart2」文化財に楽しみ、未来に伝える	11/1(金)～30(土)																																																																																										
おとなの本のリサイクルフェア	11/2(土)～3(日)	361																																																																																									
みんなの夢教えて	11/12(火)～24(日)	250																																																																																									
企画展講演会「仏像の見方と魅力」	11/23(土)	35																																																																																									
始まりの一行で本を選んでみませんか	12/7(土)～	30																																																																																									
ハンドベルクリスマスコンサート	12/8(日)	105																																																																																									
おみくじ福袋	1/5(日)	130																																																																																									
RDDin岐阜「難病図書」フェア企画展示	2/1(土)～3/1(日)																																																																																										
手づくり御朱印帳	2/23(日)	12																																																																																									
声を出して一緒に本を読みましょう	毎月第4火曜日	50																																																																																									
映画鑑賞会	毎月第3土曜日	135																																																																																									
おはなしの会・ストーリーテリング・おはなし会スペシャル	毎週土曜日、第2・4火曜日、第3・4金曜日	2,112																																																																																									
06総合センター費 189,439千円	<p>●総合センター管理費 市民の福祉及び健康の増進、生涯学習の推進並びに文化振興の拠点となる施設の管理・運営費。</p> <p>1. 総合センター管理事業 189,439千円</p> <p>(1) 利用状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">施設名</th> <th style="width: 40%;">利用者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福祉センター</td><td>5,686</td></tr> <tr><td>保健センター (うち調理実習室)</td><td>5,629 (454)</td></tr> <tr><td>生涯学習センター (うち大ホール) (うち多目的ホール)</td><td>85,455 (45,110) (11,056)</td></tr> <tr><td>計</td><td>96,770</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">～平成31年度末累計 3,609,458人</p> <p>(2) 主な管理経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 26,083千円 ・清掃委託、空調機、消防設備保守委託等 35,128千円 ・施設窓口業務委託 15,860千円 ・施設修繕 4,087千円 ・施設及び駐車場土地借上料 14,190千円 <p style="text-align: center;">5件 5,326㎡</p>	施設名	利用者数(人)	福祉センター	5,686	保健センター (うち調理実習室)	5,629 (454)	生涯学習センター (うち大ホール) (うち多目的ホール)	85,455 (45,110) (11,056)	計	96,770																																																																																
施設名	利用者数(人)																																																																																										
福祉センター	5,686																																																																																										
保健センター (うち調理実習室)	5,629 (454)																																																																																										
生涯学習センター (うち大ホール) (うち多目的ホール)	85,455 (45,110) (11,056)																																																																																										
計	96,770																																																																																										

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果
	(3) 施設改修工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発電設備更新工事 49,718千円 ・ 屋上防水備改修工事 41,800千円

(項) 07 保健体育費

318,551 千円

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果									
01保健体育総務費 17,078 千円	<p>●保健体育総務費 各地域及び地域コミュニティの事業にスポーツ推進委員の派遣を行い地域スポーツの推進、また瑞穂市体育協会への補助金交付。</p> <p>1. 保健体育総務一般費 17,078千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ推進委員報酬 委員数 24人 2,040千円 ・ トップアスリート育成事業委託 1,124千円 ・ 瑞穂市体育協会補助金 (24団体) 13,500千円 									
02保健体育振興費 760 千円	<p>●保健体育振興費 市民に対する軽スポーツ推進事業費。</p> <p>1. 保健体育振興一般費 760千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ教室等開設事業 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>開催日</th> <th>参加者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファミリーハイキング</td> <td>5月18日</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>リトミック親子体操教室</td> <td>6/19~7/17、10/31~11/28、2/13~3/12</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師謝礼 156千円 ・ バス借上料 475千円 	事業名	開催日	参加者数 (人)	ファミリーハイキング	5月18日	149	リトミック親子体操教室	6/19~7/17、10/31~11/28、2/13~3/12	81
事業名	開催日	参加者数 (人)								
ファミリーハイキング	5月18日	149								
リトミック親子体操教室	6/19~7/17、10/31~11/28、2/13~3/12	81								
03体育施設費 94,903 千円	<p>●体育施設管理費 各種スポーツ競技団体等の市内スポーツ施設使用のための施設管理費。</p> <p>1. 体育施設管理事業 60,576千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光熱水費 7,945千円 ・ 施設修繕費 4,827千円 ・ 施設管理・保守・清掃委託 11,906千円 ・ サーキットトレーニング講習会 (36回) 講習会 353千円 ・ 体育施設土地借上料 6,827千円 ・ 施設補修工事費 3,104千円 ・ 体育施設土地購入費 2筆 1,794㎡ 21,528千円 <p>●大月グラウンド管理事業</p> <p>2. 大月グラウンド管理事業 2,091千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地借上料 面積4,583㎡ 2,091千円 <p>3. 大月グラウンド管理事業 (繰越明許) 21,165千円</p> <p>●(仮称) 中山道大月多目的広場整備事業</p> <p>4. (仮称) 中山道大月多目的広場整備事業 11,071千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 中山道大月多目的広場整備工事積算・現場監理業務委託 1,881千円 ・ (仮称) 中山道大月多目的広場整備工事請負費 9,190千円 									

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果																												
04給食センター費 205,810 千円	<p>●給食センター事務費（人件費）</p> <p>1. 人件費（給料、職員手当等、共済費） 70,985千円 給食センター 職員数 14人（令和2年3月31日現在）</p> <p>●給食センター事務費 給食業務の合理化を図り予算を適切に執行。給食費未納対策として、児童手当から給食費の天引きを行い徴収率の向上を図った。</p> <p>2. 学校給食事務費 42,539千円 学校給食実施状況（給食人数は令和2年3月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>給食日数</th> <th>給食人数</th> <th>給食食数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校</td> <td>181</td> <td>1,717</td> <td>310,777</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>182</td> <td>3,742</td> <td>681,044</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>196</td> <td>272</td> <td>53,312</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>221</td> <td>1,090</td> <td>240,890</td> </tr> <tr> <td>給食センター</td> <td>221</td> <td>36</td> <td>7,956</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>—</td> <td>6,857</td> <td>1,293,979</td> </tr> </tbody> </table> <p>・補助職員賃金（20人） 38,636千円 ・需用費（消耗品、印刷製本費等） 2,362千円 ・委託料（電算処理、献立システム） 240千円</p> <p>●給食センター管理費 施設、設備機器の保守管理を適切に行い、安心・安全に給食を提供した。</p> <p>3. 学校給食センター管理費 92,285千円 ・需用費（光熱水費等） 59,598千円 ・委託料（施設保守管理関係委託） 27,062千円 ・役務費（浄化槽清掃手数料等） 5,412千円</p>		給食日数	給食人数	給食食数	中学校	181	1,717	310,777	小学校	182	3,742	681,044	幼稚園	196	272	53,312	保育所	221	1,090	240,890	給食センター	221	36	7,956	合 計	—	6,857	1,293,979
	給食日数	給食人数	給食食数																										
中学校	181	1,717	310,777																										
小学校	182	3,742	681,044																										
幼稚園	196	272	53,312																										
保育所	221	1,090	240,890																										
給食センター	221	36	7,956																										
合 計	—	6,857	1,293,979																										

意見聴取

平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和2年8月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付すことについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

瑞穂市学校給食事業特別会計
歳入歳出決算事業報告書

地方自治法第233条第5項の規定による、平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算についての主要施策の成果を説明する書類

令和2年9月2日

瑞穂市長 森 和 之

1. 概 要

瑞穂市の学校給食は、小学校7校、中学校3校、幼稚園・保育所9施設、約7000食を提供しており、「安全で安心な、地産地消を推進した魅力ある食事」を目標に、児童生徒及び園児の食に関する正しい知識と適切な判断力を養い、学校における食育の推進を図るべく、学校・幼稚園・保育所・PTA・保護者会等で構成される学校給食運営委員会において学校給食業務や栄養管理について審議し、保護者や地域社会、関係各者との連携・支援のもと、健康推進課との連携も図りながら、健全な給食運営に努めた。

平成31年度の学校給食事業特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額287,572千円、歳出決算額290,793千円となり、歳入、歳出の差し引き3,222千円の歳入不足分は一般会計歳計現金繰替流用金で補填した。この不足分については、3月に新型コロナウイルス感染症の影響で急遽、全校一斉学校臨時休校措置がなされ、給食停止となったことが影響しており、3,882千円の学校臨時休業対策費補助金を申請した。

歳入においては、給食費負担金が現年度収納率99.57%と前年に比べ0.2%の増となり、過年度収納率も前年に比べ10.84%の増となった。全体の収納率としては98.96%と前年度より0.53%の増となった。なお、過年度未収分については、債権放棄の手続きを行い、平成26年度分15件384,230円を実施した。申出による児童手当からの天引きや学校での納付相談等を積極的に行い、福祉生活課や市税等収納対策チームとも連携しながら未納対策を行い収納率の向上に努めた。

歳出においては、地元生産者やJA、県農業普及員等で構成される地産地消会議を行い、計画的に農産物を使用できるよう生産計画を立て瑞穂市産の玉ねぎ・大根・じゃがいも等の野菜や富有柿、主食の米を中心に県内産の農産物を積極的に使用し、地産地消推進事業補助金を1,829千円受けることができた。

平成25年度より特別会計歳入歳出決算審査において、「収支のバランスを見ながら計画的に安定した学校給食事業運営に努められたい。」との意見がなされているが、平成28年度9,118千円だった繰越金を、平成29年度は2,518千円、平成30年度は1,014千円と縮小させてきており、平成31年度613千円となる計画であった。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響により急遽決定した3月の臨時休校により給食停止となり、3月分の給食費の徴収がなく収入は減となったが、既に3月分として

発注済みの食材について、キャンセルできなかつた食材等に対する支払いが発生したため、収支はマイナスとなった。

アレルギー対応給食については、4つの原因食物（乳・鶏卵・ゴマ・果物（もも・パイナップル））のアレルギー対応給食を提供した。またアレルギーのある児童生徒が安心して給食が食べられるよう、学校側の理解と協力が深まるよう努めた。今後、アレルギー対応委員会を設置するなど、より適切なアレルギー対応が実施できる体制を整えたい。

施設面では、計画的な整備及び機械器具の点検を行い、給食業務に支障の無いよう努め、衛生面では、食品相互の汚染が起きないように、衛生管理の徹底と納品検収及び職員の食品衛生に関する知識の更なる向上に努め、安全な給食の提供ができた。

学校給食事業を公会計の特別会計として経理してきたが、消費税の軽減税率制度の実施や給食費の未納問題などにより、消費税の支払いなどが食材費に転嫁されず、公平な給食提供ができない状況が生じている。また、災害などの影響により食材価格が高騰した場合など、急激な物価上昇が安定的な給食運営に影響を及ぼすことも考えられる。よって、より安定的に公平に学校給食事業を運営するために、学校給食事業特別会計は、令和2年3月31日をもって廃止し、一般会計での予算編成へと移行した。

2. 歳入・歳出概要

(1) 歳入

区 分	決 算 額	構 成 比
1 分担金及び負担金	286,400 千円	99.5%
2 繰越金	1,014 千円	0.4%
3 諸収入	157 千円	0.1%
計	287,571 千円	100.0%

(2) 歳出

区 分	決 算 額	構 成 比
1 給食事業費	290,793 千円	100.0%
計	290,793 千円	100.0%

※歳入歳出差引残額 -3,222 千円

[歳入科目決算の状況]

(款) 01 分担金及び負担金 286,400 千円

(項) 01 負担金 286,400 千円 (単位: 千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
給食費負担金	310,553	286,400	1. 負担金の内訳 ・中学校 (1か月 4,740円) 81,085 ・小学校 (1か月 4,020円) 149,593 ・幼稚園 (1か月 3,710円) 11,046 ・保育所 (副食1食 145円) 39,981 ・試食分等 2,203 ・過年度分 2,492

(款) 02 繰越金 1,014 千円

(項) 01 繰越金 1,014 千円 (単位: 千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
繰越金	1,014	1,014	給食事業費前年度繰越金 1,014

(款) 03 諸収入 157 千円

(項) 01 預金利子 0 千円 (単位: 千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
預金利子	1	0	預金利子 0

(項) 02 雑入 157 千円 (単位: 千円)

目	予算額	決算額	主 内 容
雑入	157	157	消費税還付金 157

[歳出科目決算の状況]

(款) 01 給食事業費 290,793 千円

(項) 01 給食事業費 290,793 千円

目	主 な 事 業 内 容 と 成 果																															
01給食費 290,793 千円	<p>●給食事業費 基本物資・物価動向を把握し、地産地消を推進しながら予算を適切に執行。</p>																															
	<p>1. 給食事業費の内訳 290,793千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費 <ul style="list-style-type: none"> 賄材料代 <ul style="list-style-type: none"> 主食費 パン・精米・めん類等 34,145千円 牛乳費 牛乳 49,693千円 副食費 おかず類・デザート類 204,185千円 ・補償、補填及び賠償金 <ul style="list-style-type: none"> 補償金 2,770千円 																															
	<p>2. 給食実施人員及び日数の状況（人員については令和2年3月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成31年度</th> </tr> <tr> <th>施設数 (箇所)</th> <th>人 員 (人)</th> <th>給 食 実施日数 (日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校</td> <td>3</td> <td>1,717</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>7</td> <td>3,742</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>1</td> <td>272</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>8</td> <td>1,090</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>給食センター</td> <td>1</td> <td>36</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>20</td> <td>6,857</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成31年度			施設数 (箇所)	人 員 (人)	給 食 実施日数 (日)	中学校	3	1,717	181	小学校	7	3,742	182	幼稚園	1	272	196	保育所	8	1,090	221	給食センター	1	36	221	合 計	20	6,857	
区 分	平成31年度																															
	施設数 (箇所)	人 員 (人)	給 食 実施日数 (日)																													
中学校	3	1,717	181																													
小学校	7	3,742	182																													
幼稚園	1	272	196																													
保育所	8	1,090	221																													
給食センター	1	36	221																													
合 計	20	6,857																														

意見聴取

令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について

令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和2年8月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

令和2年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

教育委員会分抜粋

令和 2 年度

瑞穂市補正予算書

令和 2 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 2 年 9 月定例議会

目 次

令和2年度瑞穂市補正予算総括表	1
議案第63号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）	2

令和 2 年 度 瑞 穂 市 補 正 予 算 総 括 表

(単位：千円)

会 計 区 分		補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 会 計		26,102,788	565,857	26,668,645	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	4,551,853	110,320	4,662,173	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	592,019	10,682	602,701	
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	26,203	0	26,203	歳入予算の補正
	小 計	5,170,075	121,002	5,291,077	
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	991,811	0	991,811	
	下 水 道 事 業 会 計	426,777	3,786	430,563	
	小 計	1,418,588	3,786	1,422,374	
合 計		32,691,451	690,645	33,382,096	

令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）

令和2年度瑞穂市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ565,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,668,645千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月2日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 地方消費税交付金		1,151,000	△112,735	1,038,265
	1 地方消費税交付金	1,151,000	△112,735	1,038,265
8 環境性能割交付金		10,000	10,910	20,910
	1 環境性能割交付金	10,000	10,910	20,910
9 地方特例交付金		71,000	19,702	90,702
	1 地方特例交付金	71,000	19,702	90,702
10 地方交付税		2,080,000	189,347	2,269,347
	1 地方交付税	2,080,000	189,347	2,269,347
14 国庫支出金		8,793,087	9,802	8,802,889
	2 国庫補助金	6,908,912	9,802	6,918,714
15 県支出金		1,301,782	1,645	1,303,427
	2 県補助金	398,032	2,283	400,315
	3 委託金	177,342	△638	176,704
16 財産収入		158,411	1,134	159,545
	2 財産売払収入	153,654	1,134	154,788
17 寄附金		554,662	1,009	555,671
	1 寄附金	554,662	1,009	555,671

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		2,247,236	6,578	2,253,814
	1 特別会計繰入金	1	43,618	43,619
	2 基金繰入金	2,247,235	△37,040	2,210,195
19 繰越金		300,000	352,562	652,562
	1 繰越金	300,000	352,562	652,562
20 諸収入		765,922	19,103	785,025
	5 雑入	753,682	19,103	772,785
21 市債		968,700	66,800	1,035,500
	1 市債	968,700	66,800	1,035,500
歳入合計		26,102,788	565,857	26,668,645

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		165,694	7	165,701
	1 議 会 費	165,694	7	165,701
2 総 務 費		9,265,731	308,673	9,574,404
	1 総 務 管 理 費	8,823,615	305,812	9,129,427
	2 徴 税 費	224,844	1,637	226,481
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	114,232	3,430	117,662
	4 選 挙 費	46,112	△2,062	44,050
	6 監 査 委 員 費	25,349	△144	25,205
3 民 生 費		7,396,374	51,384	7,447,758
	1 社 会 福 祉 費	3,898,428	23,037	3,921,465
	2 児 童 福 祉 費	3,055,020	27,948	3,082,968
	3 生 活 保 護 費	438,894	399	439,293
4 衛 生 費		1,590,196	4,433	1,594,629
	1 保 健 衛 生 費	513,977	4,433	518,410
6 農 林 水 産 業 費		131,578	0	131,578
	1 農 業 費	131,578	0	131,578
7 商 工 費		136,684	△10,830	125,854
	1 商 工 費	136,684	△10,830	125,854

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		2,341,590	216,777	2,558,367
	2 道路橋りょう費	585,906	146,016	731,922
	3 河 川 費	513,748	35,280	549,028
	4 都 市 計 画 費	815,617	3,272	818,889
	5 下 水 道 費	219,655	32,026	251,681
	6 住 宅 費	112,591	183	112,774
9 消 防 費		991,374	△11,051	980,323
	1 消 防 費	991,374	△11,051	980,323
10 教 育 費		3,062,201	6,464	3,068,665
	1 教 育 総 務 費	226,166	23,590	249,756
	2 学 校 教 育 費	173,520	11,613	185,133
	3 小 学 校 費	612,483	△30,505	581,978
	4 中 学 校 費	298,664	△2,963	295,701
	5 幼 稚 園 費	267,892	7,122	275,014
	6 社 会 教 育 費	546,461	△1,217	545,244
	7 保 健 体 育 費	937,015	△1,176	935,839
歳 出 合 計		26,102,788	565,857	26,668,645

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 地方消費税交付金	1,151,000	△112,735	1,038,265
8 環境性能割交付金	10,000	10,910	20,910
9 地方特例交付金	71,000	19,702	90,702
10 地方交付税	2,080,000	189,347	2,269,347
14 国庫支出金	8,793,087	9,802	8,802,889
15 県支出金	1,301,782	1,645	1,303,427
16 財産収入	158,411	1,134	159,545
17 寄附金	554,662	1,009	555,671
18 繰入金	2,247,236	6,578	2,253,814
19 繰越金	300,000	352,562	652,562
20 諸収入	765,922	19,103	785,025
21 市債	968,700	66,800	1,035,500
歳入合計	26,102,788	565,857	26,668,645

【一般会計】

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 議会費	165,694	7	165,701				7
2 総務費	9,265,731	308,673	9,574,404	9,441		1,440	297,792
3 民生費	7,396,374	51,384	7,447,758	3,138		9	48,237
4 衛生費	1,590,196	4,433	1,594,629	905			3,528
6 農林水産業費	131,578	0	131,578	△62			62
7 商工費	136,684	△10,830	125,854			△9,290	△1,540
8 土木費	2,341,590	216,777	2,558,367	915	△12,400	11,667	216,595
9 消防費	991,374	△11,051	980,323				△11,051
10 教育費	3,062,201	6,464	3,068,665	△2,890		1,345	8,009
歳出合計	26,102,788	565,857	26,668,645	11,447	△12,400	5,171	561,639

2 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	6,185,804	8,393	6,194,197	1 総務費補助金	8,393	通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金
2 民生費国庫補助金	250,439	1,754	252,193	2 児童福祉費補助金	1,754	母子家庭等対策総合支援事業補助金 317 子ども・子育て支援交付金 1,437
4 土木費国庫補助金	110,967	915	111,882	3 住宅費補助金	915	社会資本整備総合交付金
6 教育費国庫補助金	307,218	△1,260	305,958	4 学校教育総務費補助金	△1,260	公立学校情報機器整備費補助金
計	6,908,912	9,802	6,918,714			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	255,825	2,345	258,170	4 児童福祉費補助金	2,345	岐阜県児童福祉等対策事業補助金 345 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費 県補助金 500 岐阜県私立保育所等における感染症予防対策事 業補助金 1,500
5 農林水産業費県補助金	51,162	△62	51,100	1 農業費補助金	△62	学校給食地産地消推進事業県補助金
計	398,032	2,283	400,315			

(款) 15 県支出金
(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	136,795	1,048	137,843	4 選挙費委託金	1,048	県知事選挙事務県委託金
2 民生費委託金	243	△56	187	1 社会福祉費委託金	△56	厚生労働統計調査事務県交付金 人権啓発活動県委託金
4 教育費委託金	1,630	△1,630	0	1 学校教育総務費委託金	△1,630	清流の国ぎふふるさと魅力体験事業費委託金
計	177,342	△638	176,704			

(款) 16 財産収入
(項) 2 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	152,144	1,134	153,278	1 土地・建物売払収入	1,134	土地・建物売払収入
計	153,654	1,134	154,788			

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	0	1,000	1,000	1 一般寄附金	1,000	一般寄附金
3 民生費寄附金	2	9	11	2 老人福祉費寄附金	9	老人福祉費寄附金
計	554,662	1,009	555,671			

(款) 18 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険事業特別会計繰入金	0	39,174	39,174	1 国民健康保険事業特別会計繰入金	39,174	国民健康保険事業特別会計繰入金
2 後期高齢者医療事業特別会計繰入金	1	4,444	4,445	1 後期高齢者医療事業特別会計繰入金	4,444	後期高齢者医療事業特別会計繰入金
計	1	43,618	43,619			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	712,707	△25,130	687,577	1 財政調整基金繰入金	△25,130	財政調整基金繰入金
2 公共施設整備基金繰入金	1,256,100	△3,900	1,252,200	1 公共施設整備基金繰入金	△3,900	公共施設整備基金繰入金 住宅管理事業繰入金
3 ふるさと応援基金繰入金	248,128	△8,010	240,118	1 ふるさと応援基金繰入金	△8,010	ふるさと応援基金繰入金
計	2,247,235	△37,040	2,210,195			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	300,000	352,562	652,562	1 前年度繰越金	352,562	前年度繰越金
計	300,000	352,562	652,562			

(款) 20 諸収入
(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 過年度収入	0	173	173	1 前年度収入	173	前年度収入
5 雑入	753,679	18,930	772,609	2 総務費雑入	657	岐阜県市町村振興協会助成金 △84
						瑞穂市社会福祉協議会派遣職員共済負担金 1,370
						予納金返還金 371
					自治総合センター助成金 △1,000	
				6 土木費雑入	15,567	住宅管理費雑入 300
						省エネ型浄化槽システム導入推進事業補助金 15,267
				8 教育費雑入	2,706	瑞穂大学受講料 △250
						社会教育講座受講料 △45
						体育行事参加者負担金 △280
						学校給食事業特別会計精算金 △600
						学校臨時休業対策補助金精算金（前年度繰替精算分） 3,221
						学校臨時休業対策補助金精算金（前年度繰替精算を除いた分） 660
計	753,682	19,103	772,785			

(款) 21 市債
(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 土木債	241,000	△12,400	228,600	3 一般事業債	△12,400	市営住宅整備事業債
4 臨時財政対策債	613,000	79,200	692,200	1 臨時財政対策債	79,200	臨時財政対策債
計	968,700	66,800	1,035,500			
合計	26,102,788	565,857	26,668,645			

3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 児童福祉総務費	420,787	2,817	423,604	877			1,940	1 報酬	400	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬 400	
								2 給料	897	一般職給	
								3 職員手当等	232	地域手当	27
										住居手当	12
										通勤手当	85
										期末手当	108
								8 旅費	△18	費用弁償	△44
普通旅費	△44										
10 需用費	175	消耗品費等									
11 役務費	96	通信運搬費									
18 負担金、補助及び交付金	1,035	補助金 放課後児童健全育成事業補助金	1,035								
3 ひとり親福祉費	12,239	423	12,662	317			106	19 扶助費	423	扶助費 高等職業訓練促進給付金 423	
4 保育所費	1,557,562	24,708	1,582,270	1,500			23,208	3 職員手当等	21,645	時間外勤務手当	
								11 役務費	63	通信運搬費	
								18 負担金、補助及び交付金	3,000	補助金 私立保育所補助金	3,000
計	3,055,020	27,948	3,082,968	2,694			25,254				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 生活保護総務費	18,416	△101	18,315				△101	8 旅費	△101	普通旅費
3 生活困窮者自立支援事業費	32,601	500	33,101	500				10 需用費	500	消耗品費等
計	438,894	399	439,293	500			△101			

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
2 事務局費	178,988	23,590	202,578				23,590	1 報酬	699	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬	699
								2 給料	4,683	一般職給	
								3 職員手当等	2,750	扶養手当	177
										地域手当	146
										住居手当	30
										期末手当	962
										勤勉手当	428
退職手当組合負担金	652										
		児童手当	300								
		会計年度任用職員期末手当	55								
4 共済費	15,441	地方公務員共済組合負担金	1,640								
		会計年度任用職員地方公務員共済組合負担金	13,801								
10 需用費	117	消耗品費等									
12 委託料	△100	管理委託料									
		パソコン保守管理委託料	△100								
計	226,166	23,590	249,756				23,590				

(款) 10 教育費
(項) 2 学校教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 学校教育総務費	173,520	11,613	185,133	△1,630			13,243	1 報酬	564	会計年度任用職員時間外勤務手当相当 会計年度任用職員時間外勤務手当相当 564	
								2 給料	9,263	一般職給	
								3 職員手当等	3,080	扶養手当	234
										地域手当	285
										通勤手当	120
										時間外勤務手当	2,006
										期末手当	334
										勤勉手当 児童手当	41 60
								4 共済費	336	地方公務員共済組合負担金	
10 需用費	△1	消耗品費等									
11 役務費	△57	保険料									
13 使用料及び賃借料	△1,572	使用料	△263								
		借上料	△1,309								
計	173,520	11,613	185,133	△1,630			13,243				

(款) 10 教育費
(項) 3 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	252,317	△30,505	221,812				△30,505	8 旅費	117	会計年度任用職員通勤手当相当
								12 委託料	△400	管理委託料 パソコン保守管理委託料 △400
								14 工事請負費	△24,750	工事請負費
								17 備品購入費	△5,472	庁用器具費
2 教育振興費	360,166	0	360,166	13,889		△13,889			(財源補正)	
計	612,483	△30,505	581,978	13,889		△13,889	△30,505			

(款) 10 教育費
(項) 4 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 学校管理費	125,368	△2,963	122,405				△2,963	8 旅費	25	会計年度任用職員通勤手当相当	
								10 需用費	682	修繕料	
								12 委託料	△2,718	管理委託料 清掃委託料 パソコン保守管理委託料	△2,318 △400
								17 備品購入費	△952	庁用器具費	
2 教育振興費	173,296	0	173,296	△15,149		15,149			(財源補正)		
計	298,664	△2,963	295,701	△15,149		15,149	△2,963				

(款) 10 教育費
(項) 5 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 幼稚園管理費	265,149	7,122	272,271				7,122	1 報酬	△762	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬	△762
								2 給料	4,480	一般職給	
								3 職員手当等	1,962	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当	78 138 136 1,014 623 △27
								4 共済費	1,522	地方公務員共済組合負担金	
								8 旅費	△80	会計年度任用職員通勤手当相当	
								計	267,892	7,122	275,014

(款) 10 教育費
(項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 社会教育総務費	87,633	2,148	89,781				2,148	2 給料	2,031	一般職給	
								3 職員手当等	117	扶養手当 地域手当	54 63
2 生涯学習振興費	29,749	△3,248	26,501			△250	△2,998	7 報償費	△1,000	報償費	
								8 旅費	△7	普通旅費	
								10 需用費	△310	消耗品費等 印刷製本費	△277 △33
								11 役務費	△35	保険料	
								12 委託料	△441	業務委託料 入力印刷配布事業委託料	△441
								13 使用料及び賃借料	△1,455	使用料 借上料	△179 △1,276
3 文化財保護費	11,230	62	11,292				62	8 旅費	62	会計年度任用職員通勤手当相当	
5 図書館費	132,531	△339	132,192				△339	1 報酬	△374	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬	△374
								3 職員手当等	△18	会計年度任用職員期末手当	
								8 旅費	113	会計年度任用職員通勤手当相当	
								12 委託料	△60	業務委託料 図書館主催事業委託料	△60
6 総合センター費	184,925	160	185,085				160	17 備品購入費	160	機械器具費	
計	546,461	△1,217	545,244			△250	△967				

(款) 10 教育費
(項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額		
1 保健体育総務費	18,206	△1,183	17,023				△1,183	12 委託料	△1,183	業務委託料 トップアスリート育成事業委託	△1,183
2 保健体育振興費	950	△774	176			△325	△449	7 報償費	△180	報償費	
								13 使用料及び賃借料	△594	借上料	

(款) 10 教育費
 (項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明						
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額							
4 給食センター費	529,834	781	530,615			660	121	1 報酬	△240	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬						
																△240
								3 職員手当等	△19	会計年度任用職員期末手当						
								8 旅費	△43	会計年度任用職員通勤手当相当						
								10 需用費	661	賄材料代						
							26 公課費	422	消費税及び地方消費税							
計	937,015	△1,176	935,839			335	△1,511									
合計	26,102,788	565,857	26,668,645	11,447	△12,400	5,171	561,639									

意見聴取

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和2年8月26日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

令和2年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第●●号

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年9月2日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改
正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号）、特定教育・保育施設及び特定地
域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府
令第8号）等の施行に伴い、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第29号とし、第19号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第18号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改め、同号を同条第23号とし、同条第17号中「特定利用地域型保育を含む。次条第1項」を「特定利用地域型保育を含む。同条第1項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、同条第14号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する通知」を「の規定による通知」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に

改め、「（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「次の各号」を「次」に、「支給認定保護者から」を「教育・保育給付認定保護者から」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

- ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ
- （ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - （ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円
 - （イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円）
- イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が

同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第1項中「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に改め、「この項及び第19条において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「次の各号」を「次」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第29条第1項中「（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）」及び「（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）」を削る。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育

・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「とし」を削り、「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「小規模保育事業B型（同条」を「小規模保育事業B型（同省令第27条」に改め、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。同号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「第42条」を「第42条第1項」に、「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改

め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第42条」を「第42条第1項」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれ

それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「次の各号」を「次」に、「支給認定保護者から」を「教育・保育給付認定保護者から」に改め、同項第4号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条中「次の各号」を「次」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、

「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「特定教育・保育に係る」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第1項中「」に、「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に改め、「この項及び第19条において同じ。）」及び「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る」を削り、「に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「の地域型保育給付費をいう」に、「準用する第19条において同じ。）」を「準用する第19条において」に、「及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条」を「中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学

校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章の規定を適用する」を「地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる

額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第21号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> <u>令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> <u>令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(15) <u>市町村民税所得割合算額</u> <u>令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額</u>をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>支給認定</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u> _____をいう。</p> <p>(10) <u>支給認定保護者</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u> _____をいう。</p> <p>(11) <u>支給認定子ども</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u> _____をいう。</p>

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(17) 略

(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。

(19) 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。

(20) 略

(21) 略

(22) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。同条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(12) 略

(13) 支給認定の有効期間 _____ 法第21条に規定する支給認定の有効期間 _____ をいう。

(14) 教育・保育 法第14条第1項 _____ に規定する教育・保育をいう。

(15) 略

(16) 略

(17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者 _____ に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の

申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これら

申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これら

の項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に

の項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に

掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提

掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提

供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育 _____ を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。） から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額 _____ をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者 から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額 _____

供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者 _____ から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。））をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者 _____ から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額））をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

_____をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次_____に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

_____ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるも

(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から_____受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

のに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう_____。以下_____同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者_____に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者_____に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者_____に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者_____に対し、当該支給認定保護者_____に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定

教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 略

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措

教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者___に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 略

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者___その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者___に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに___体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者___又は医療機関への連絡を行う等の必要な措

置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務

置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務

については、この限りでない。

3 略

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、そ

については、この限りでない。

3 略

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、そ

の業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設
若しくは地域型保育
を行う者等又はその職員
に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保

の業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員
に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保

育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 略

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 略

育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 略

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)～(3) 略

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 略

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 略

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)～(3) 略

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 略

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 略

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

- (4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保

- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含む_____ものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保

育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校

育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする

_____。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校

就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の _____ 利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下____、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関

就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含む _____ ものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____」とあるのは「同項第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を _____ 1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあつては_____6人以上19人以下____、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては_____6人以上10人以下____、居宅訪問型保育事業にあつては_____1人とする。

2 略

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではな

する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう_____。）及び小規模保育事業B型（同条_____に規定する小規模保育事業B型をいう_____。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

2 略

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条_____に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担_____その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者_____から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではな

らない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども

らない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就

_____に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、

学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項_____において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、

休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう_____。)を提供すること。

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適

育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育_____を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額_____をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額_____をいう。）の支払を受けるものとする。

育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を

_____をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)~(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定

提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から_____受けることができる。

(1)~(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者

保護者に対し交付しなければならない。

- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次_____に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

_____に対し交付しなければならない。

- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者_____に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者_____に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)～(4) 略

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子ども_____に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子ども_____に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子ども)に限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節にお

3 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る

いて同じ。)について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう_____。以下_____」とあるのは「_____地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう_____。以下この項及び第50条において準用する第19条において_____」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。))とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。))」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条_____中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども_____に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び_____

も及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

_____特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを_____含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども____及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども____（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども____を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する

型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」

と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

_____。
_____。

附 則

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」

_____」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 略

第3条 削除

2 略

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就
学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特
別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法
第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第
1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に
規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する
市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項
第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額（その
額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該
現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条
第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した
額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるとき
は、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定す
る市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定す
る内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に
当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利
用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する
内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別
利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に
要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額
と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者_____は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。